

# 2019年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

## はじめに

本年7月23日に「令和元年度普通交付税大綱」が閣議報告された。今年度は「経済財政運営と改革の基本方針2018」にもとづき、新たに2018年度を基準とするいわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」のもとでの財源保障となった。普通交付税算定に関しては、今年10月の消費増税にともなう幼児教育無償化の地方負担分を、初年度のみ全額国費で負担したことから、全体として大きな変動要因はなかった。そうしたなかで、児童福祉司等の人員の充実や森林環境譲与税の創設にともなう森林整備費の加算など、新規の需要額算定が注目されるところである。

本稿では今年度の普通交付税（以下「交付税」と呼ぶ）算定結果の概況と注目点について分析を交えて解説する。

## 1. 2019年度交付税算定の特徴

### （1）2019年度地方財政計画

まず、交付税算定の前提となる今年度の地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）のポイントを振り返っておこう。

地財計画の規模は89.6兆円（前年度比3.1% 以下カッコ内は増減率）、一般歳出は74兆1,159億円（4.0%）、一般財源総額62.7兆円（1.0%）、うち水準超経費除き60.7兆円（0.7%）と、10月からの消費再増税にともなう社会保障の充実などを織り込み、引き続き前年度を上回った。

地方交付税総額は16.2兆円（1.1%）と2012年度以来7年ぶりに増加した。なお、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）は3.3兆円

(▲18.3%)で、合わせると19.4兆円と7年連続で減少している。地財計画における財源不足が前年度の6.2兆円から4.4兆円に圧縮され、地方交付税の所要額のうち臨財債への振り替えが縮小したことで、地方交付税の総額が増加する結果となった。

歳出では給与関係経費が20.3兆円(0.1%)、一般行政経費が38.4兆円(3.7%)、投資的経費が13.0兆円(12.0%)など全般に増加しており、給与関係経費では児童福祉司等を含む一般職員の計画人員の充実。一般行政経費では幼児教育無償化、重点課題対応分の森林管理新制度の経費。投資的経費では防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策が新たに盛り込まれた。ただし、国の補助金や地方債による財源措置も含まれるため、交付税算定との関係では地財計画の内容ほどの影響はない。

以上の概況を踏まえて、今年度の特徴をみていこう。

## (2) 幼児教育無償化

10月の消費増税にともない認可保育所、幼稚園、認可外保育所等の保育料・利用料が無償化され、公費負担割合は国2分の1、都道府県、市町村各4分の1となった(公立保育所は市町村10分の10)。2019年度の地財計画では事業規模3,882億円、このうち地方負担は合計で2,349億円が計上されたが、初年度については全額国庫負担(子ども・子育て支援臨時交付金)となり、一般財源の所要額が生じないため交付税算定には反映されなかった。

2020年度以降は地方負担分として道府県、市町村の需要額の「その他の教育費」と「社会福祉費」の単位費用に反映される見通しである。

## (3) 児童福祉司等の充実

2018年12月18日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定され、2022年度までに児童福祉司等<sup>(1)</sup>の人員を段階的に2,930人増員し、あわせて子ども家庭総合支援拠点及び要保護児童対策地域協議会の体制強化が盛り込まれた。これを踏まえて今年度の地財計画では児童福祉司等を2,311人増員しており、交付税算定では前述の体制強化も含め需要額に190億円程度を算入した。具体的には社会福祉費の算定を充実させ、道府県分では標準団体の児童福祉司を42人から58人、児童心理司を18人から22人。また、市町村については

---

(1) 児童福祉司、児童心理司、保健師

体制強化として職員を各1名ずつ増員した。

#### (4) 防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策

消費増税にともなう経済対策の一環として、2018年度補正予算から3カ年にわたり防災減災関連事業が盛り込まれた。2019年度の事業費は直轄・補助事業で1兆1,518億円、単独事業（緊急自然災害防止対策事業費）で3,000億円となっており、地財計画でも直轄補助が1兆973億円の増。単独事業が3,000億円増加している。いずれも地方負担は100%起債充当であり、新たな一般財源の所要額はないことから、2019年度の交付税算定には影響がないが、後年度の元利償還金に対する交付税算入では直轄・補助が50%、単独が70%となっている。

#### (5) 森林環境譲与税を財源とする森林管理関連

今年度から森林経営管理法の施行とあわせて森林環境譲与税が創設され、地財計画に譲与税200億円相当の経費（森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等）が追加された。同譲与税は森林経営管理法にもとづく都道府県、市町村の私有林人工林の管理経費等に充当され、その原資となる森林環境税は2024年度から課税が予定されている。譲与税の配分基準は私有林人工林面積5割、人口3割、林業就業者数2割で、当面は都道府県に2割、市町村に8割が配分され、最終的には1割、9割となる。交付税の需要額の算定では道府県の林野行政費（公有以外の林野の面積）、市町村の林野水産行政費の単位費用に反映される。この詳細については後述する。

#### (6) 公立小中学校等の冷房設備の光熱水費

熱中症対策の一環として2018年度第一次補正で「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」<sup>(2)</sup>が創設され、公立小中学校等の空調設備設置費として817億円が計上された。これにともない光熱水費（電気代）が道府県分の特別支援学校費（学級数）、市町村分の小学校費（児童数）、中学校費（生徒数）の単位費用に加算されている。市町村分については測定単位が児童・生徒数であることから、人数に応じて光熱水費の需要額の差が生じることになり実態と矛盾する。なぜ学級数で算定しなかったのか

---

(2) 補助率は3分の1で残りは補正予算債（後年度の元利償還金全額を交付税算入し、60%を公債費方式、残りを単位費用により算定する）

疑問が残る。

### (7) 地方創生枠<sup>(3)</sup>の成果指標へのシフト（最終年度）

2015年度以降、政府の地方創生推進にともない、地財計画にまち・ひと・しごと創生事業費1兆円が計上されており、交付税の需要額項目として「地域の元気創造事業費」3,900億円「人口減少等特別対策事業費」6,000億円が算定されている。

算定方法は巻末の資料1の通りである。地域の元気創造事業費では経常態容補正Ⅰで行革努力分、同Ⅱで地域経済活性化分として、各種行革指標や産業・雇用統計等をもとに改善度合いに応じた割増補正がかかる。また、人口減少等特別対策事業費では経常態容補正Ⅰで人口減少等対策の取組の必要度、同Ⅱで取組の成果が反映され、前者では各種人口・雇用指標等の水準が全国平均より下回る場合に割増補正、後者は上回る場合に割増補正がかかる。

政府は5年間にわたる地方創生の成果が次第に表れることを想定し、2016年度から3年間にわたり、補正のウエイトを行革努力分から地域経済活性化分へ、取組の必要度から取組の成果へと各1,000億円分シフトさせることとなった。2019年度はその最終年度となり、図表1の通り地域の元気創造事業費では道府県で250億円、市町村で750億円。人口減少等特別対策事業費では道府県で340億円、市町村では660億円分の算定が移行した。

なお、取組の成果については市町村の規模による成果の差が生じることを踏まえ、一部の成果については政令市、中核市、都市、町村ごとに改善度合いを評価するとともに、町村などの人口の少ない条件不利地域については割増率をかけることでシフトの影響を最小限にしている。

また、地域の元気創造事業費の行革努力分については、成果指標として職員数の削減率や地方債残高の削減率を用いているが、今年度の児童虐待防止対策体制総合強化プランにもとづく人員の拡充や防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策にともなう起債の増加を勘案して、2020年度以降は算定の見直しが行われる。

なお、政府は今年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」を閣議決定し、2020年度から5年間の第2期の地方創生が進められる。したがって地財計画の地方創

---

(3) 本稿では地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費の総称として「地方創生枠」と呼ぶことにする。なお図表においても正式ではないが、適宜用いる。

生枠も引き続き計上される見通しである。

図表1 まち・ひと・しごと創生事業費関連（地方創生枠）の算定状況

(億円)

		2016年度算定		2017年度算定		2018年度算定		2019年度算定		2016～2019年度増減	
		行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分	行革 努力分	地域経済 活性化分
事業 元地 気創 造の 費	道府県	750	225	670	310	590	390	500	475	-250	250
	市町村	2,250	675	2,000	920	1,750	1,170	1,500	1,425	-750	750
	合計	3,000	900	2,670	1,230	2,340	1,560	2,000	1,900	-1,000	1,000
		取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果
策等 事業 特別 費対 人口 減少	道府県	1,670	330	1,560	440	1,450	550	1,330	670	-340	340
	市町村	3,330	670	3,110	890	2,890	1,110	2,670	1,330	-660	660
	合計	5,000	1,000	4,670	1,330	4,340	1,660	4,000	2,000	-1,000	1,000

(資料) 総務省ホームページ掲載資料より作成

#### (8) トップランナー方式（4年目）

トップランナー方式（以下「ト」方式と呼ぶ）とは、需要額の単位費用に含まれる各種業務の経費について、民間委託等が進展している自治体の水準を反映させるものである。2016年度当初、23業務が検討対象となり、このうち図書館・博物館・公民館・児童館等管理については業務の専門性などを理由に検討対象から外され、残り19業務のうち窓口業務を除く18業務が段階的に見直されている。

具体的には単位費用の算定基礎となる当該業務の給与費を委託費等に振り替えた上で、段階的に水準を引き下げている。ただし、資料にも記載されているように本庁舎夜間警備、公用車運転、プール管理等9業務については、民間委託等が進まない小規模市町村の状況を踏まえて、3万人以下の自治体では経費水準が下がらないよう段階補正で調整している。

巻末の資料2の通り2016年度に学校用務員事務、本庁舎夜間警備等の16業務、2017年度に青少年教育施設管理、公立大学運営の2業務が対象となっている。

道府県分、市町村分とも見直し期間はおおむね3～5年間であり、2016年度導入分についてはすでに2018年度で終了し、2019年度は道府県で4業務、市町村で5業務となっている。このうち今年度で終了するのは道府県の青少年教育施設管理（その他の教育費）である。

関連資料によれば<sup>(4)</sup>「ト」方式導入後から2018年度までの需要額の累計減少額は1,387億円で、2019年度は新たに110億円程度と推計されている。ただし、「ト」方式は地財計画には反映されておらず、減少相当額を他の需要額の増額に振り替えたとしている。具体的には公共施設等の維持補修・点検等の充実で300億円、地域課題に対応するための地方単独事業の増加で1,197億円（2018年度までの分1,087億円、2019年度分110億円）と推計される。

「ト」方式をめぐるのは、マクロの財源保障としては中立であることはあまり認識されておらず、この間、民間委託等の推進のアナウンス効果をもたらした印象を受ける。いずれにせよ、需要額算定上は中立とはいえ、人件費から物件費（委託費等）や他の経費に振り替えられたことは、交付税算定における人件費の扱いが後退したと評価せざるをえない。

#### (9) 合併算定替え終了対策 — 2018年度で見直し項目は完結

「合併算定後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直し」は、いわゆる平成大合併にともなう合併算定替えの特例措置<sup>(5)</sup>が段階的に縮小する状況を踏まえ、2014年度から2020年度にかけて合併による自治体の態容変化にともなう需要額の充実をはかるものである。すでに2014年度から2018年度にかけて、対象となる算定項目の追加を終え、2019年度はその段階的な需要額の増加局面となっている。同措置は2020年度で終了し、総額6,700億円相当が反映される予定である。

なお、2019年度現在、すべての合併自治体が一本算定への移行期間に入っており、対象自治体557団体中、3年目が5団体、4年目が321団体、最終となる5年目が231団体となっている。

#### (10) 基準財政収入額の徴収率の見直し（4年目）

先述の「ト」方式の導入とあわせて、2016年度より基準財政収入額（以下「収入額」と呼ぶ）の見なし徴収率を全国の上位3分の1の実績を基準に、5年間かけて段階的に引き上げており、2019年度はその4年目となる。

(4) 地方財務協会「地方財政」2019年5月号、91ページ

(5) 2006年3月31日までに合併した市町村について、10年間にわたり旧市町村単位で交付税を算定した結果を合算する措置で、その後5年かけて本来の合併自治体の算定（一本算定）に戻していく

## 2. 2019年度普通交付税算定結果の概況

2019年度普通交付税算定結果の資料をもとに概況を見ていこう。なお巻末には資料3として掲載しているのであわせて参照されたい。

図表2は財源不足団体の算定結果の概況である。

### (1) 交付税総額

今年度は地財計画ベースの地方交付税総額が2012年度以来7年ぶりに前年度を上回ったことを受けて、普通交付税の伸び率でも道府県分で0.4%、市町村で1.8%といずれもプラスの算定結果となった。一般的に収入額が伸びると財源不足額が縮小するため、交付税は減少するが、両者が伸びたことが特徴である。

ただし、臨財債を含めた実質額では道府県分で▲3.5%、市町村分で▲2.3%といずれも下回っており、両者が前年度を下回るのは、2017年度の県費負担教職員の給与負担と人事権の政令市への移譲という特殊要因を除けば、2014年度以降6年連続となっている。

### (2) 基準財政需要額

需要額は道府県分が2.1%、市町村分が1.5%、臨財債控除前では道府県分が▲0.0%、市町村分が▲0.1%と臨財債控除後では伸びているが、控除前ではいずれも微減となっている。主要内訳で見ると個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費等除く）が増加、包括算定経費が減少、地方創生枠である地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費がおおむね前年度並み、公債費等（事業費補正等含む）が減少と全体的な傾向はここ2～3年の状況と変わらない。

個別算定経費の主な要因としては、昨年同様に道府県、市町村共通で介護給付費負担金や障がい者自立支援給付費負担金等の社会保障関係費の増加および臨時財政対策債償還費の増加があげられる。また、先述のように児童福祉司等の人員充実などの影響もある。

一方、減要因としては職員構成の若年化等や臨時税収補てん償還費<sup>(6)</sup>の算入終了があげられる。

包括算定経費については単位費用ベースで見ると道府県、市町村ともほぼ4～5年連続で減少しており、各自治体の交付税算定結果における大きなマイナス要因となっている<sup>(7)</sup>。この原因については資料3をみても触れられておらず、年々の見直しの根拠が不明確なものが多い。

地方創生枠では算定の総額は変わらないものの、地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費でそれぞれ微増減が生じている。この要因について特定はできないが、3年間にわたる成果指標へのシフトにともなう算定式の見直しが算定結果に影響しているとみられる。

公債費等については道府県分が2009年度以来久々に前年度比減となり、市町村分は引き続き減少傾向が続いている。詳細は後述する。

### (3) 基準財政収入額

収入額は道府県分、市町村分とも前年度比増となり、道府県分は2年連続、市町村分は7年連続で増加している。主な増要因は道府県分では地方消費税、個人住民税所得割、法人事業税、地方法人特別税。市町村分では固定資産税、個人住民税所得割、森林環境譲与税となっており、税制改正と自然増によるものである。

市町村分では地方消費税交付金が減要因となっているが、これは消費税（地方消費税含む）の11月末日納期分が休日と重なり翌月分となるため、地方消費税交付金の収入が翌年度に持ち越される結果の減収である。

---

(6) 1997年度の地方消費税導入の際、初年度分が通年分を下回ることから、その補てんとして発行された特例地方債

(7) たとえば「新潟県財政運営計画（2019年2月）」によれば、2015年度から2017年度にかけて交付税（臨財債含む）が179億円減少した要因の一つとして、包括算定経費の52億円の減少をあげている



図表 2 普通交付税の算定結果の概要

**令和元年度 普通交付税の算定結果  
( 財源不足団体 )**

**1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額** (単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分		
	令和元年度	対前年度伸率	令和元年度	対前年度伸率	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e除き) a	166,231	0.3	176,454	0.5
	包括算定経費 b	12,176	△2.8	22,986	△2.0
	地域の元気 創造事業費 c	909	0.2	2,722	0.9
	人口減少等特 別対策事業費 d	1,876	△0.4	3,637	△0.3
	公債費等 e	33,942	△0.4	26,776	△2.3
	臨時財政対策 債振替相当額 f	17,853	△18.3	14,715	△18.2
	合 計 (a+b+c+d+e -f) g	(215,134) 197,281	(△0.0) 2.1	(232,575) 217,860	(△0.1) 1.5
基準財政収入額	115,311	3.2	147,364	1.1	
交付基準額	81,970	0.4	70,496	1.8	
普通交付税額	(99,649) 81,796	(△3.5) 0.4	(85,020) 70,304	(△2.3) 1.8	

(注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 令和元年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

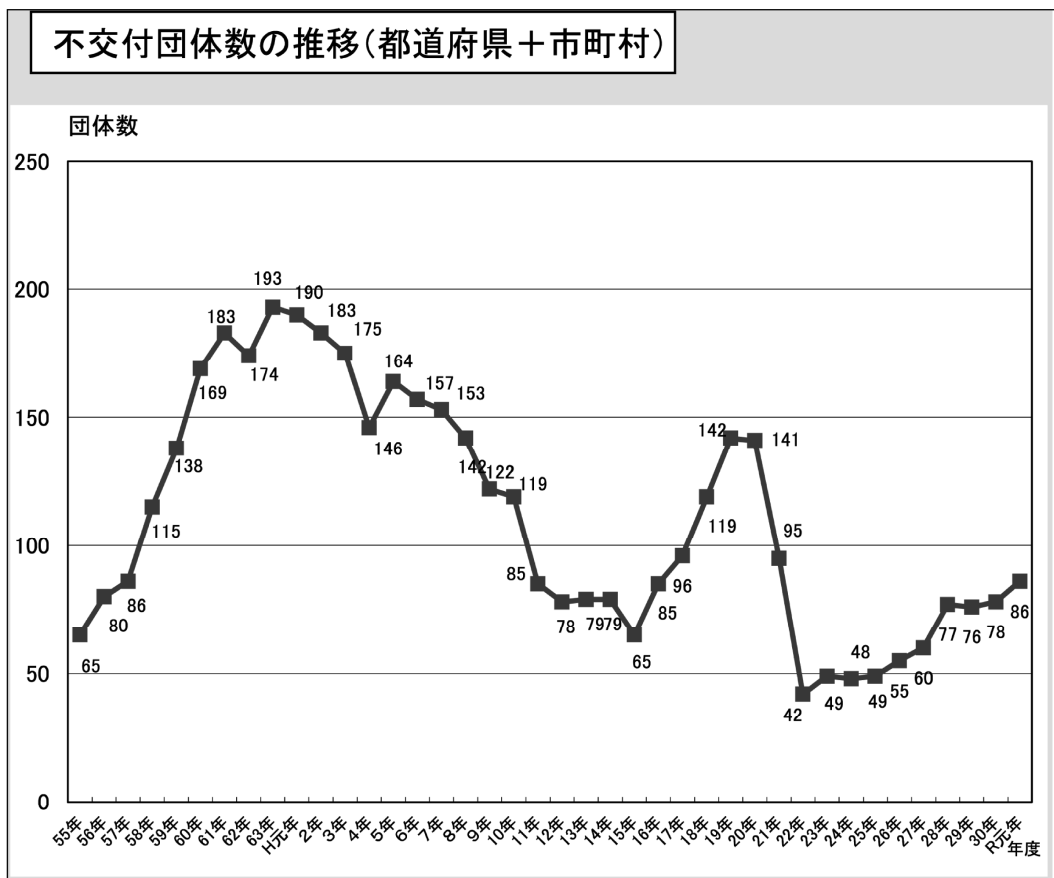
(資料) 総務省「令和元年度 普通交付税算定結果等」より抜粋

(4) 不交付団体

不交付団体数は昨年より8団体増加し86（東京都 85市町村）となり、3年連続で増加している。

近年の地財計画ベースでみた地方税の伸びや財源不足縮小の状況は、不交付団体が140を超えた2007～08年度頃と近似しているにもかかわらず不交付団体が伸びていない。その理由として<sup>(8)</sup>、第一に税制改正にともなう法人住民税の減収要因により法人住民税の伸びが鈍化していることがあげられる。具体的にはいわゆる2016年度以降の法人実効税率（国・地方）の30%台から20%台への引き下げ。また、2014年度の法

図表3 不交付団体数の推移（都道府県・市町村）



(資料) 同上

(8) 地方財務協会「地方財政」2019年9月号170ページ参照

人住民税法人税割の交付税原資化（国税、地方法人税の創設）にともなう法人住民税率の引き下げである。これにより財政力の高い都市の基準財政収入額の伸びが鈍化し、不交付団体になりにくくなった。第二に都市部を中心とする社会保障関連の需要項目の伸びが基準財政収入額の伸びを上回る傾向が要因としてあげられる。

2000年代半ばの政府の基本方針（いわゆる骨太の方針）では、交付税に依存しない不交付団体の拡大が目標の一つとなっていたが、現在では税収の偏在是正を目的に地方税の国税化により自治体の財政力を落とし、交付税への依存度を高めるという対照的な政策となっている。

## （5） 項目別の需要額の状況

図表4-1・2は需要額の項目別の前年度比較である。

道府県分の状況を図表4-1でみると、増加項目は厚生労働費の社会保障関係が中心で伸び率は昨年度を上回っており、主に社会福祉費と高齢者保健福祉費における児童保護司等の人員増や社会保障関係費の自然増などによるものである。

一方、減少項目は警察費、土木費、教育費、総務費、公債費、包括算定経費など減少幅には差があるものの多岐にわたっている。

これらは単位費用の減少の影響が大きいと思われるが、教育費関連は毎年度の学校基本調査にもとづく測定単位の減少が複合しており、高等学校費やその他の教育費では単位費用の減少はないが測定単位の減少が影響している。そのほか単位費用や測定単位の減少がなく、需要額が減少している項目として衛生費、農業行政費、人口減少等特別対策事業費があげられる。これらは補正係数の変動によるとみられる。

総務費のうち地域振興費は単位費用の減少幅が高いことに加え、各種事業費補正<sup>(9)</sup>の減少も影響している。

公債費は先述の通り臨時税収補てん債償還費の算入終了など、臨財債以外の公債費の減少傾向によるもので、今後は道府県分でも減少傾向が続くと予想される。

包括算定経費は昨年減少幅からすれば4分の1程度であるが、教育費に次ぐ減少幅であり、全自治体共通して需要額のマイナス要因となっている。

---

(9) 施設建設などの公共事業の実施にともなう起債の元利償還金の一部を実績ベースで算入する態容補正の一種

図表 4-1 項目別需要額の状況（道府県分・東京都除く）

		項目	測定単位	2018	2019	増減	伸び率
個別 算定 経費	警察費		警察職員数	17,290	17,269	-21	-0.1%
	土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	2,540	2,547	6	0.2%
			道路の延長	5,176	5,062	-115	-2.2%
		河川費	河川の延長	913	820	-94	-10.3%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	305	308	3	0.9%
			外郭施設の延長	388	381	-7	-1.8%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	89	88	-1	-0.8%
			外郭施設の延長	205	201	-4	-2.1%
	その他の土木費		人口	1,041	1,014	-27	-2.6%
	教 育 費	小学校費	教職員数	19,605	19,342	-263	-1.3%
		中学校費	教職員数	11,327	11,160	-167	-1.5%
		高等学校費	教職員数	11,643	11,657	14	0.1%
			生徒数	1,687	1,662	-26	-1.5%
		特別支援学校費	教職員数	5,323	5,245	-79	-1.5%
			学級数	638	651	13	2.1%
		その他の教育費		人口	2,437	2,613	176
	厚 生 労 働 費	公立大学等学生数		1,107	1,092	-16	-1.4%
		私立大学等学生数		4,301	4,208	-93	-2.2%
		生活保護費	人口	931	965	34	3.7%
		社会福祉費	人口	17,114	17,784	669	3.9%
		衛生費	人口	15,633	15,518	-115	-0.7%
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	14,942	15,522	580	3.9%
			75歳以上人口	14,252	14,356	105	0.7%
	労働費	人口	451	454	3	0.6%	
	産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	2,974	2,906	-68	-2.3%
		林野行政費	公有以外の林野の面積	873	883	10	1.2%
			公有林野の面積	252	254	2	0.7%
		水産行政費	水産業者数	336	330	-6	-1.8%
		商工行政費	人口	1,939	1,964	26	1.3%
	総 務 費	徴税费	世帯数	2,665	2,723	59	2.2%
恩給費		恩給受給権者数	67	53	-15	-21.6%	
地域振興費		人口	7,328	7,200	-129	-1.8%	
創 地 生 産 費	地域の元気創造事業費	人口	906	909	2	0.2%	
	人口減少等特別対策事業費	人口	1,883	1,876	-8	-0.4%	
個別算定経費等計(公債費除く)			168,564	169,015	451	0.3%	
公債費			34,104	33,935	-168	-0.5%	
包括算定経費			人口	8,939	8,724	-215	-2.4%
			面積	3,584	3,452	-132	-3.7%
包括算定経費計			12,523	12,176	-347	-2.8%	
合計（臨財債控除前）			215,191	215,127	-64	-0.0%	
臨財債（控除）			21,853	17,853	-4,000	-18.3%	
合計（控除後）			193,338	197,274	3,936	2.0%	

（資料） 総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より作成

（注） 網掛けは前年度比減の項目

図表4-2の市町村分は交付・不交付団体を含めた一本算定の数値である。

道府県分に比べて増加項目は少ないが、社会福祉費が約1,300億円の増、その他の教育費（人口）、高齢者保健福祉費、林野水産行政費が100億円以上の増となった結果、全体では946億円の増加となっている。

社会福祉費の大幅な伸びは先述の児童虐待防止対策体制総合強化プランにもとづく経費の充実、保育士処遇改善等の新規経費と保育や障がい者福祉関連経費の自然増などによるものである。

また、高齢者保健福祉費は経費の自然増に加え、介護福祉士の処遇改善などが寄与している。林野水産行政費についても森林環境譲与税の導入にともなう森林整備費の算定が表れている。

減少項目は土木費関係、教育費関係、総務費関係で多くみられ、厚生費でも保健衛生費の減少額が▲156億円となっている。道府県分と同様に単位費用が減少した項目でマイナスとなっているものが多い。このうち教育費関係は学級数や学校数などの測定単位の減少が複合しているが、小中学校費（児童・生徒数）は冷房設備設置にともなう電気代の算入などによる単位費用の増加により、測定単位が減少しているにもかかわらず増加している。

総務費のうち地域振興費は道府県分と同様に減少幅が大きい、単位費用の減少と事業費補正の複合要因とみられる。

公債費は▲317億円と引き続き減少幅が大きく、包括算定経費（人口）でも▲438億円となっている。

図表 4-2 項目別需要額の状況（市町村分・総額）一本算定

		(億円)					
項 目		測定単位	2018	2019	増減	伸び率	
個別算定経費	消防費	人口	16,677	16,615	-63	-0.4%	
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	5,367	5,383	15	0.3%
			道路の延長	4,850	4,449	-401	-8.3%
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	144	145	2	1.1%	
		外郭施設の延長	220	217	-3	-1.3%	
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	86	86	-1	-0.9%	
		外郭施設の延長	113	108	-5	-4.7%	
	都市計画費	都市計画区域における人口	1,842	1,821	-20	-1.1%	
	公園費	人口	890	877	-13	-1.5%	
		都市公園の面積	351	357	6	1.7%	
	下水道費	人口	6,615	6,637	22	0.3%	
	その他の土木費	人口	2,178	2,117	-60	-2.8%	
	教育費	小学校費	児童数	3,074	3,119	45	1.5%
			学級数	2,996	2,977	-19	-0.6%
			学校数	1,930	1,895	-35	-1.8%
		中学校費	生徒数	1,357	1,391	34	2.5%
			学級数	1,575	1,548	-27	-1.7%
		高等学校費	学校数	837	821	-16	-1.9%
			教職員数	827	829	2	0.2%
		その他の教育費	生徒数	139	138	-1	-0.8%
人口	17,319		17,493	174	1.0%		
厚生費	生活保護費	幼稚園の幼児数	804	749	-55	-6.8%	
		市部人口	11,225	11,166	-59	-0.5%	
	社会福祉費	人口	30,218	31,526	1,307	4.3%	
	保健衛生費	人口	17,346	17,190	-156	-0.9%	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	21,955	22,496	541	2.5%	
75歳以上人口		13,723	13,875	153	1.1%		
清掃費	人口	8,741	8,709	-32	-0.4%		
経産費	農業行政費	農家数	2,437	2,439	2	0.1%	
	林野水産行政費	林業水産業の従業員数	960	1,100	140	14.6%	
	商工行政費	人口	2,008	2,020	12	0.6%	
総務費	徴税費	世帯数	2,380	2,220	-160	-6.7%	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	616	616	-1	-0.1%	
		世帯数	1,082	1,116	35	3.2%	
	地域振興費	人口	14,827	14,398	-428	-2.9%	
面積		1,027	1,016	-11	-1.1%		
創地生粋方	地域の元気創造事業費	人口	2,515	2,536	21	0.9%	
	人口減少等特別対策事業費	人口	3,999	3,999	0	0.0%	
個別算定経費等計（公債費除く）			205,249	206,195	946	0.5%	
公債費			33,506	33,189	-317	-0.9%	
包括算定経費			20,476	20,038	-438	-2.1%	
			3,107	3,074	-33	-1.1%	
包括算定経費計			23,583	23,112	-471	-2.0%	
合計（臨財債控除前）			262,338	262,496	158	0.1%	
臨財債（控除）			18,699	15,273	-3,426	-18.3%	
合計（控除後）			243,640	247,223	3,584	1.5%	

(資料) 総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より作成

(注) 網掛けは前年度比減の項目

## (6) 公債費等の状況

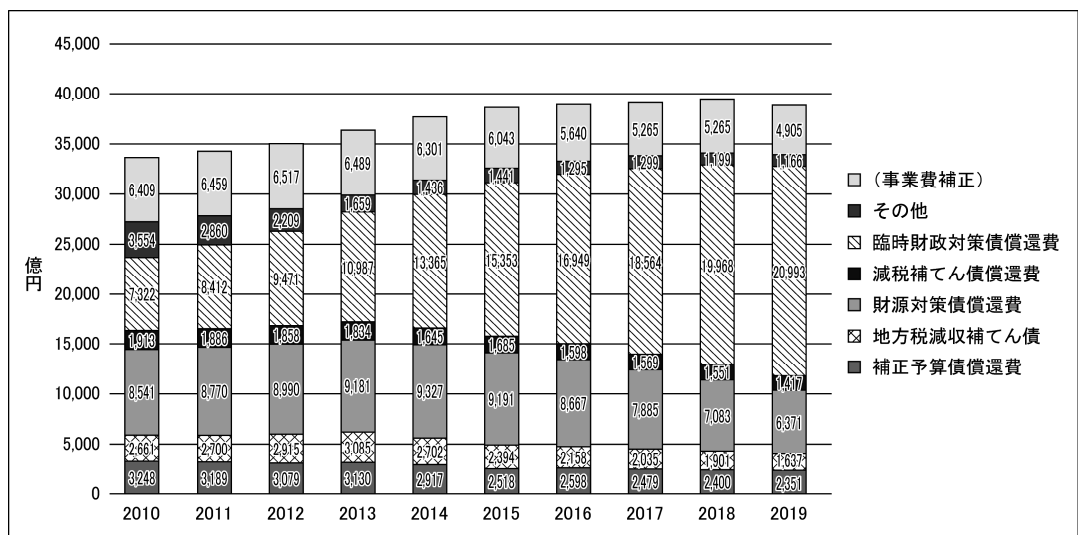
地方債の元利償還金の交付税算入状況について、事業費補正を含めた内訳をみてみよう。

図表5-1・2は2010年度以降の需要額における公債費の内訳と事業費補正分の合計（以下「公債費等」と呼ぶ）を表したグラフである。

道府県分では臨財債の償還算入額が年々増加するのに対し、財源対策債の急速な減少が目立っている。財源対策債は地財対策の一環で、通常の建設事業債の起債充当率の上乗せ分として発行されるもので、財源不足の縮小にともなう財源対策債の発行額の縮小や公共事業の経年的な縮小のなかで償還費が減少傾向にある。また、起債の実績ベースで償還費を算入する事業費補正も、これまでの増加傾向から2019年度は減少している。これらの減少要因が重なり、総額で減少する結果となった。

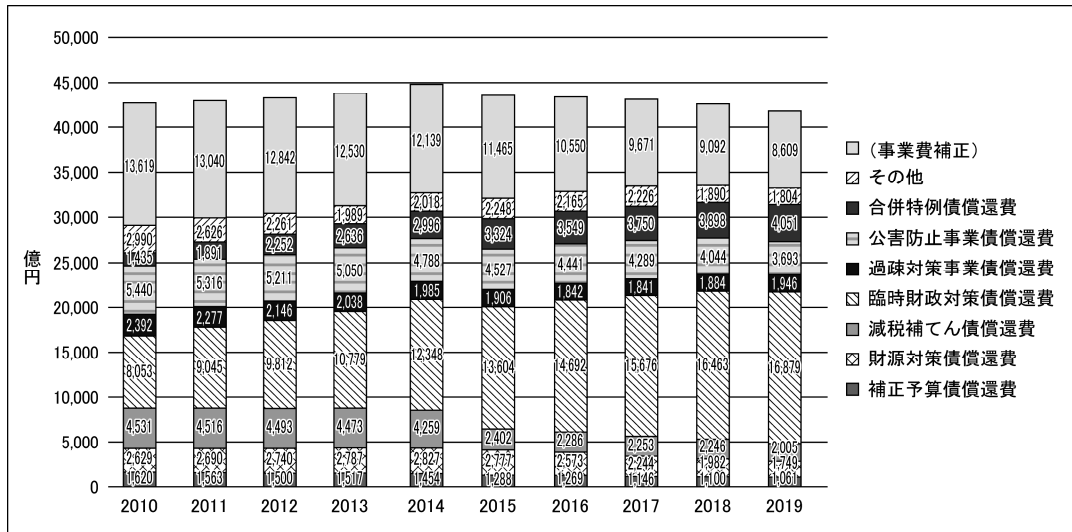
市町村分については2015年度以降算入総額で減少に転じており、2019年度もその傾向が続いている。2019年度に算入額が増加しているのは臨財債、合併特例債、過疎対策事業債にとどまり、その他は事業費補正も含めて減少している。

図表5-1 主な公債費等の推移（道府県分・東京都除く）



(資料) 同上より作成

図表5-2 主な公債費等の推移（市町村分・総額）



(資料) 同上より作成

### (7) 包括算定経費の状況

包括算定経費は人口と面積の測定単位からなり、道府県分、市町村分ともに人口では企画費、総務費、各種委員会等費、議会費などの経常的な経費と建設事業費の一部。面積では企画費、河川・水防関連等の投資的経費が中心である。

他の項目とは異なり単位費用の算定基礎となる経費が、一般財源ベースの百万円単位で積算され、これを標準団体の測定単位で割ったものが単位費用となる。補正係数は人口では段階補正、面積では種別補正のみであり、単位費用の動向が需要額に直接反映されやすい項目である。

図表6-1～4は包括算定経費の単位費用の算定基礎である標準団体ベースの経費の推移である。

#### ◆ 人口を測定単位とする包括算定経費

道府県分、市町村分ともに2016年度以降減少傾向にあり、2019年度も道府県では総務費、議会費、建設事業費、追加財政需要額。市町村分では企画費、総務費、議会費が減少している。特に減少幅が大きかったのは道府県では建設事業費、市町村分では企画費、総務費である。

道府県の建設事業費の内訳では農業振興費（262百万円⇒231百万円）、都市計画



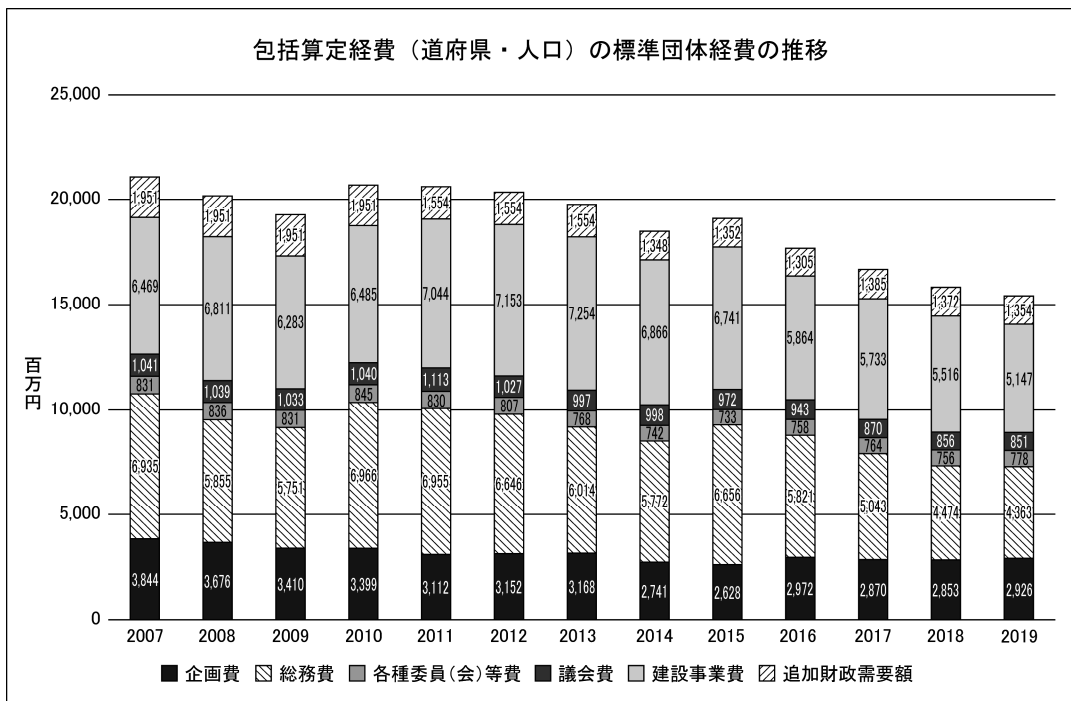
事業費161百万円⇒118百万円)、その他の建設事業費(3,725百万円⇒3,413百万円)の減少が比較的大きい。

市町村の企画費の内訳では情報管理等費(197百万円⇒177百万円)で自治体クラウドの推進関係経費を引き下げている。なお、企画費には会計年度任用職員制度の導入へ向けたシステム改修経費5百万円が算入されている。

総務費の内訳では総務費(392百万円⇒385百万円)、その他経費(77百万円⇒59百万円)などの減少が大きい。なお、財産管理費にはトップランナー方式(庁舎管理委託)による削減額▲11百万円が反映されているが、その総額では44百万円から45百万円に増加している。

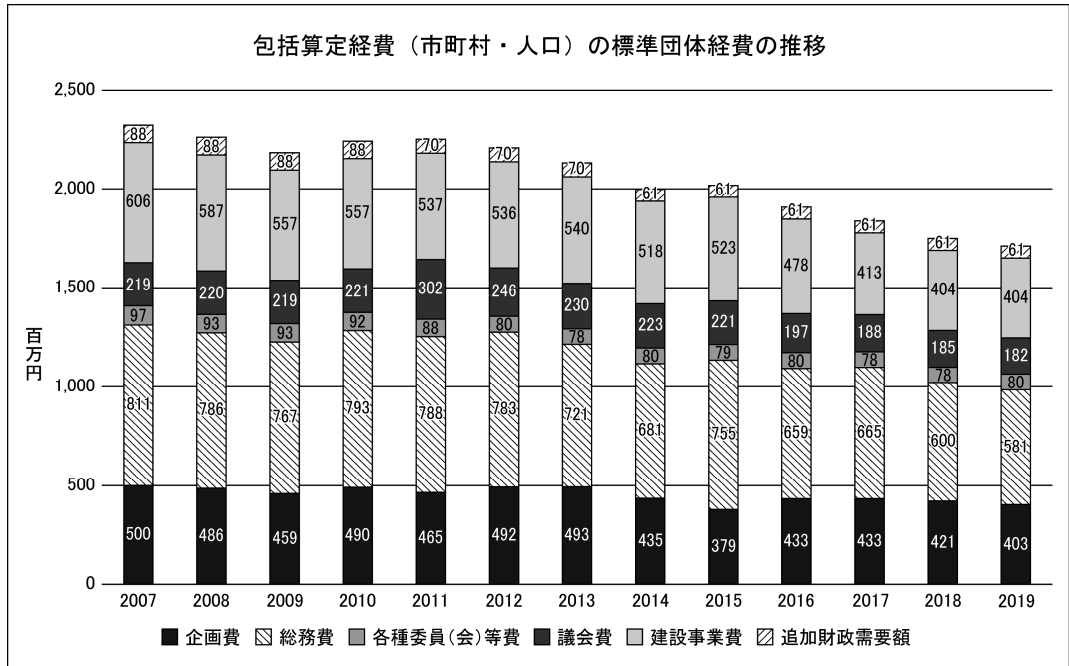
このほか建設事業費は前年度と同額の404百万円が設定されているが、その内訳の「その他の建設事業費」(162百万円⇒153百万円)は減少している。

図表6-1 道府県分・人口



(資料) 同上より作成 図表6-4まで同じ

図表6-2 市町村分・人口



◆ 面積を測定単位とする包括算定経費

道府県分、市町村とも減少傾向にあり、道府県分では2014年度以降減少している。また、市町村分については2015年度に標準団体の面積を見直したことで経費の水準が大幅に変化したため連続的な推移を追えないが、少なくとも2016年度以降、2019年度まで減少が続いている。

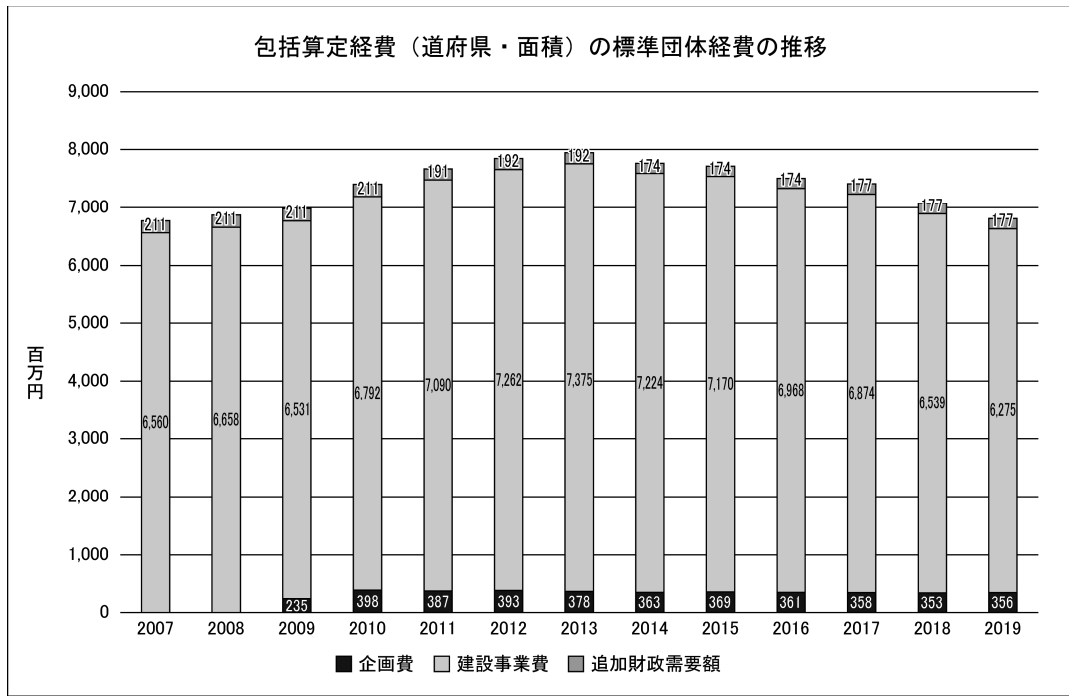
いずれも投資的経費関連の減少が要因で、道府県分では建設事業費、市町村分では河川・水防費があげられる。

道府県分の建設事業費の内訳では農業振興費（1,215百万円⇒1,084百万円）、森林整備保全費（631百万円⇒611百万円）、その他の建設事業費（2,804百万円⇒2,679百万円）の減少が比較的大きい。

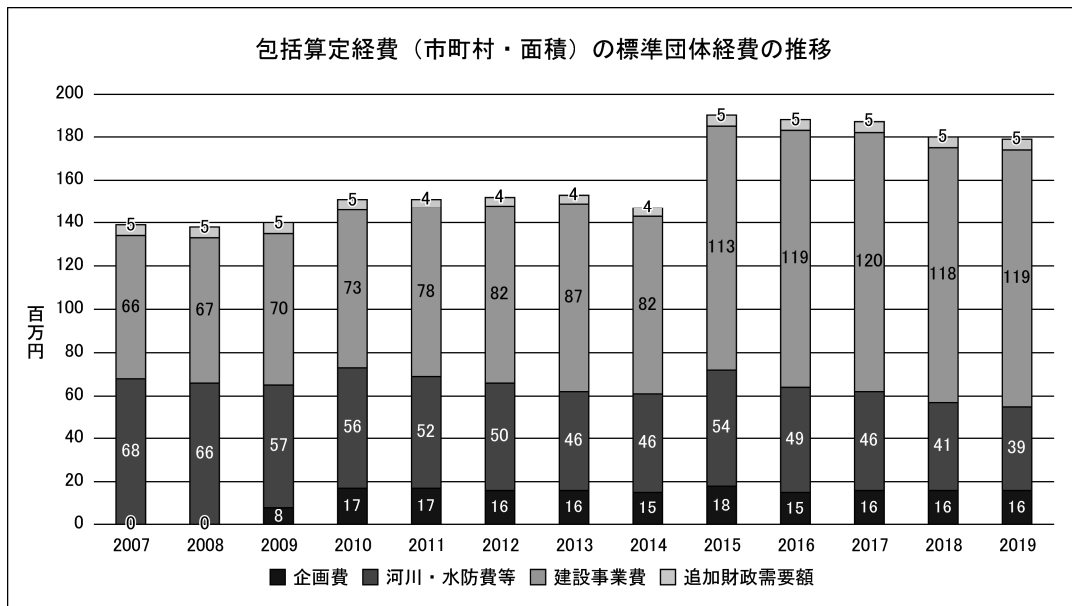
市町村分の2019年度の減少は小幅であり、河川・水防費等（41百万円⇒39百万円）が減少したことによる。

人口と面積の標準団体経費の状況についてみたが、2019年度は特に道府県分で人口、面積の両方の経費の減少が目立った。このことは市町村以上に包括算定経費の減少の影響を受けたことになり、特に面積が比較的広い北海道や東北各県、新潟県、

図表 6-3 道府県分・面積



図表 6-4 市町村分・面積



長野県などにおいて面積を測定単位とする減少の影響が大きくなっている。

包括算定経費の減少項目について具体的に言及したものの、なぜそれらの経費が引き下げられたのか説明がつかないものが多い。経費の内訳はあるものの、その見直しの根拠が不透明なブラックボックスとなっている。

## (8) 基準財政収入額の内訳

収入額の主な内訳は図表7-1・2の通りである。

道府県分（東京都除く）は総額で3.2%の伸びとなり、昨年の0.7%を大きく上回る見込みとなっている。主な要因は、道府県民税個人分や地方消費税が伸びているのに加え昨年度マイナスであった法人関係2税（道府県民税法人分、事業税）や地方法人特別譲与税をプラスと見込んでいること。地方譲与税における森林環境譲与税の新設などがあげられる。

図表7-1 基準財政収入額の内訳（道府県分）

道府県分（東京都除く）	（億円）		
	2018	2019	伸び率
道府県民税個人分	29,732	30,278	1.8%
道府県民税法人分	3,516	3,613	2.8%
利子割	123	138	12.5%
配当割	394	430	9.0%
株式等譲渡所得割	411	398	-3.3%
道府県民税計	34,176	34,858	2.0%
事業税	24,069	24,432	1.5%
地方消費税	17,805	19,325	8.5%
自動車税	10,682	10,910	2.1%
軽油引取税	5,847	5,886	0.7%
その他の税	3,837	3,669	-4.4%
法定普通税計	96,414	99,078	2.8%
地方譲与税	14,558	15,401	5.8%
うち地方法人特別譲与税	13,174	13,924	5.7%
その他	715	820	14.7%
合計	111,688	115,299	3.2%

（資料） 地方交付税等関係計数資料各年度より作成

市町村分についても総額の伸び率は1.6%と昨年度の1.1%を上回っている。主な要因は市町村民税法人分や固定資産税の高い伸び率を見込んでいることや地方譲与税の森林環境譲与税の創設などがあげられる。一方、税交付金はマイナスとなっているが、

これは先述の通り、地方消費税の納付月の繰越しによる地方消費税交付金の減収の影響がある。

なお11月末現在の新聞報道では今年度の国税が米中貿易摩擦などの影響で1～2兆円下振れする見込みが出てきており、地方の法人関係2税についても実際に収入見通しが収入額を下回る可能性があり、減収補てん債の発行や後年度の交付税算定における清算などの作業が生じる可能性がある。

図表7-2 基準財政収入額の内訳（市町村分）

市町村分（総額）	（億円）		
	2018	2019	伸び率
市町村民税個人分	64,325	65,518	1.9%
市町村民税法人分	15,094	15,397	2.0%
市町村民税計	79,420	80,915	1.9%
固定資産税	66,688	68,290	2.4%
事業所税	2,827	2,879	1.9%
税交付金	24,425	23,876	-2.2%
うち地方消費税交付金	20,010	19,611	-2.0%
その他の税	8,427	8,553	1.5%
法定普通税・目的税等計	181,786	184,514	1.5%
地方譲与税	4,132	4,270	3.3%
その他	1,052	1,232	17.1%
合計	186,970	190,015	1.6%

（資料） 地方交付税等関係計数資料各年度より作成

### 3. 需要額の都道府県別等の状況

#### （1）道府県分 — 都道府県

次に需要額の算定結果を都道府県別にみてみよう<sup>(10)</sup>。

図表8-1は都道府県の需要額（臨財債控除前）の前年度比の伸び率を表したものである。図表では折れ線グラフが需要額の伸び率、棒グラフは主要項目別の寄与度で

(10) 本章の市町村データは一本算定の結果であり、実態とは若干異なる可能性があるが、現在、合併算定替は縮減傾向にあり、そのかい離は限定的なものと推察される。また、都道府県のデータのうち東京都はいわゆる都区合算算定のうちの都の分である。一方市町村分では特別区が含まれている



響している。具体的な公債費の内訳について分析は行っていないが、増加傾向にある臨財債以外の算入状況の差によるものと推察される。

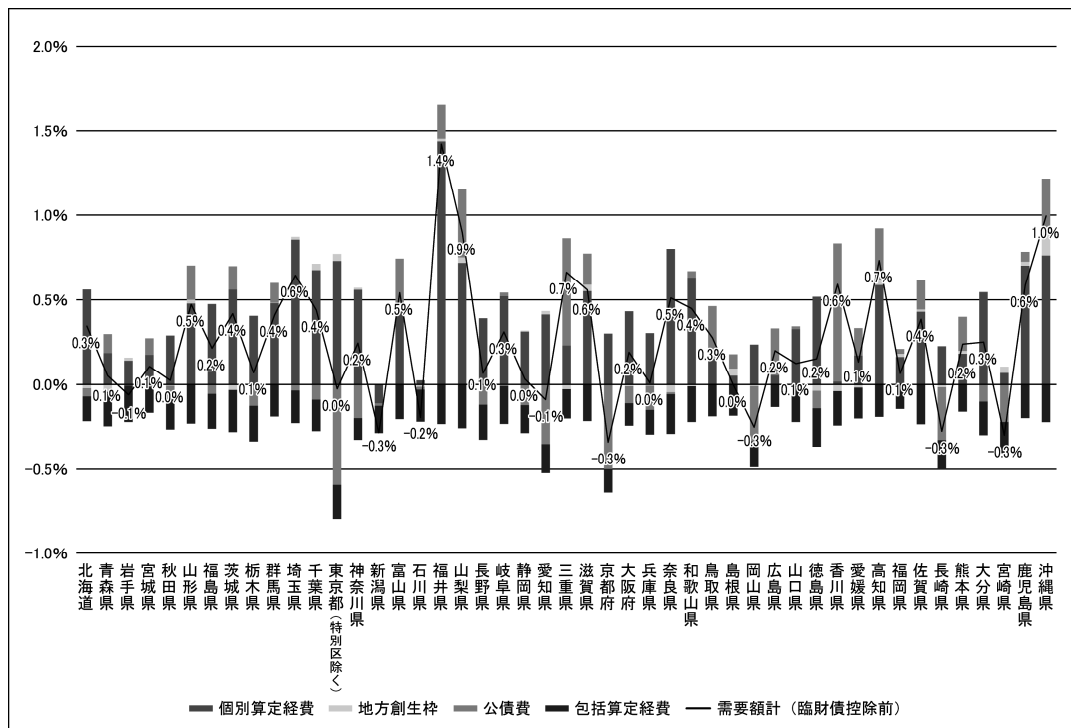
また、包括算定経費は都道府県すべてで減少しており、もっぱら単位費用の引き下げによるものである。

地方創生枠は関東圏や大阪府、福岡県など大都市圏で増加しており、成果指標へのシフトが都市部の需要額増に働いたとみられる。都道府県の算定では市町村算定のような条件不利地域への割増補正が適用されないことから、算定結果の差に比較的明確に表れたと推察される。ただし、都道府県では需要額に占める割合が最大で2.4%にとどまるため、実質的な影響は限定的である。

次に図表8-2で市の需要額についてみてみよう。なお、都道府県別の伸び率は市の需要額を単純積算したものであり、各自治体の実態を表すものではなく、あくまで傾向を見るにとどまる。

需要額の増加団体は489（特別区分含む）、減少団体が316と増加団体が全体の6割

図表8-2 需要額の伸び率と主要項目別寄与度（市）



を占めている。増加率の最大は千歳市の9.3%で需要額の「その他の教育費」の大幅な伸びによる。減少率の最大は柏崎市の▲3.4%で公債費の減少による。都道府県に比べ増減率には幅があるものの、概ねプラスマイナス1%前後の変動が多い。

都道府県別の増減率でみると都道府県算定に比べてプラスとなっているところが多く、個別算定経費の増加に加えて、公債費が増加要因となっている。一方、公債費の減少が需要額の減少に比較的大きく表れているのは東京都（特別区除く）、愛知県、京都府、岡山県、長崎県、宮崎県などで、交付税措置対象となる過去の起債実績の差が考えられる。

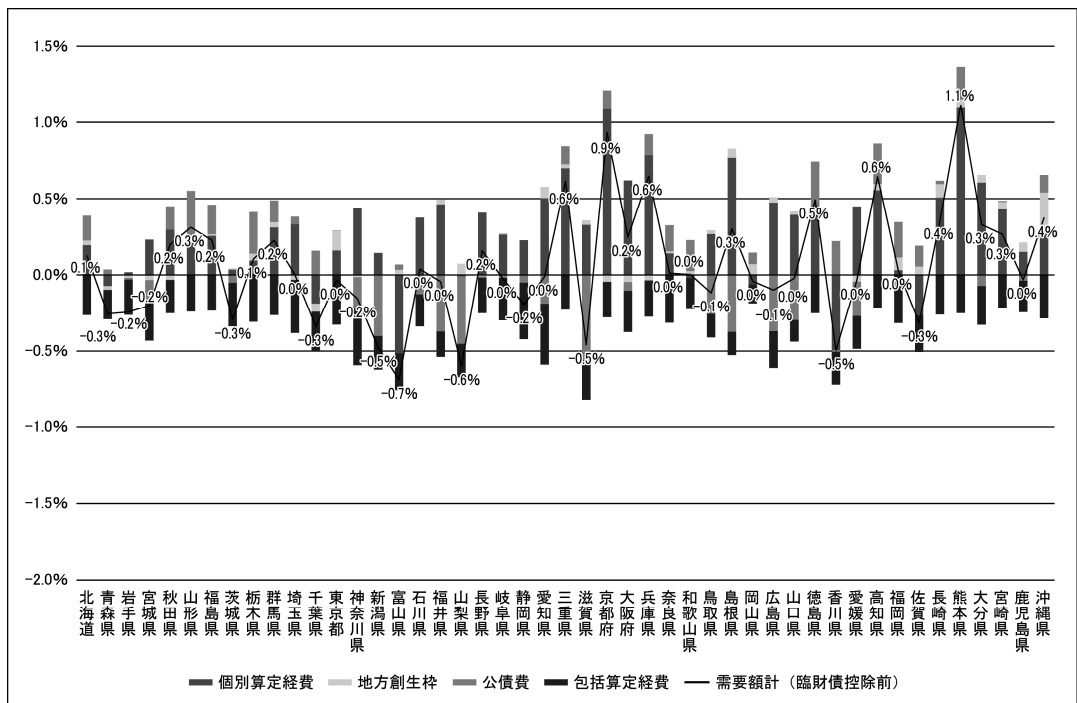
包括算定経費は全自治体通じてマイナス要因となっており、県によって伸び率全体に大きく影響しているところが散見される。

## (2) 市町村分 — 町村

続いて図表8-3で町村の需要額を見てみよう。

需要額の増加団体は493、減少団体は431と概ね半々となっている。増加率の最大は熊本県西原村の11.0%で主に地域振興費（人口）と公債費の増加が寄与している。減

図表8-3 需要額の伸び率と主要項目別寄与度（町村）





少率の最大は広島県大崎上島町の▲10.7%で主に公債費の減少によるものである。

都道府県別の増減率を見ると市に比べて顕著な増減差があるが、一部を除き個別算定経費は前年度比プラスとなっており、公債費の動向が全体に影響している地域が多い。なかでも公債費の減少が大きく表れているのは、東京都、新潟県、福井県、山梨県、滋賀県、鳥取県、広島県、愛媛県などがあげられる。

また、包括算定経費のマイナスの影響は全町村平均で▲3.0%と市の平均と同じであるが、北海道、青森県、岩手県、茨城県など、包括算定経費の減少が個別算定経費の増加を上回っている地域も少なからずあり、町村における包括算定経費の影響は看過できない。包括算定経費の測定単位には人口と面積があるが、市町村の場合、ほとんどが人口を測定単位とする需要額の減少によるものである。人口を測定単位とする同経費は段階補正により10万人未満で割増補正が加わるが、今回の単位費用の引き下げの影響は補正では相殺しきれていない。

地方創生枠は都道府県、市に比べて需要額に占める割合が高く、比較的伸び率への影響も大きい。先述のように成果指標へのシフトが都市部の自治体の需要額に寄与するため、条件不利地域の自治体については割増係数が適用されているが、それでも都道府県別で見るとマイナスとなっている地域が散見される。

以上のように都道府県、市町村を通じて、主に公債費の算入状況が自治体間の需要額の伸びの差の鍵となっており、地方創生枠は町村の需要額への影響が比較的大きい。また、包括算定経費の単位費用を通じた削減は、全自治体の需要額の減少要因となっている。

## 4. 算定基礎の状況

続いて、需要額の算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数の動向を見てみよう。

### (1) 単位費用の状況

図表9は公債費を除く単位費用の前年度比較である。

単位費用が前年度を下回った項目数は道府県分が36項目中15項目（2018年度17項目）、市町村分が40項目中12項目（2018年度14項目）となっている。

道府県分の単位費用の減少項目は土木費および教育費関連が中心で、そのほかでは、

地域振興費の単位費用の減少幅が大きい。

単位費用に占める給与費分の減少でみると、道府県分が13項目（2018年度16項目）、市町村分が8項目（2018年度7項目）と市町村分では昨年度を上回っている。

単位費用に含まれる給与費は、毎年度、部・課長、職員A（ベテラン職員）、職員B（若手職員）の4つの区分で、それぞれ統一単価が設定されこれを元に算定される。今年度の単価は道府県分、市町村分ともに全区分で前年度を上回っており、各需要項目の標準団体における職員数の総数は一部増員も含め、ほとんど減少していない。

それにもかかわらず単位費用で減少しているのは、先述のように自治体職員の若返りによる標準団体の職員区分の見直しによる。具体的には職員数AからBへの人員の構成が変わったことにより、全職員数に変化がないにもかかわらず給与費が減少する結果となっている。

**図表10**は職員構成の見直しの状況である。道府県分では人口170万人、市町村分では10万人規模を標準団体として項目ごとの職員数が設定され、今年度は市町村分ともに多くの項目で職員AからBへの人員の見直しが行われている。

このほか、職員A・Bの合計が変動した項目もみられる。

道府県分では、その他の教育費で減少している。一方、社会福祉費、衛生費、農業行政費、林野行政費、包括算定経費（面積）ではそれぞれ増加しており、社会福祉費の187人から208人への増加は「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にもとづく児童福祉司等の増員によるものである。

市町村分は合計数の変動は少ないが、社会福祉費と農業行政費で増加しており、社会福祉費は同プランにもとづく子ども家庭総合支援拠点および要保護調整期間の職員の配置等によるものである。

今年度から森林環境譲与税の導入にともなう森林整備等の単位費用が引き上げられたが、職員数でみると道府県分の林野行政費では増加しているが、市町村分ではこうした充実がみられない。道府県分の職員の充実と同譲与税の導入との関係は不明である。

**図表11**は単位費用の主な増減理由である。「ト」方式の対象項目は昨年度で終了したものが多く、今年度は大幅に減少している。また、いわゆる合併算定替え終了対策（合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直し）についても、来年度で段階的な見直しを終える。

図表9 単位費用の状況（公債費を除く）

(道府県分)					(市町村分)							
費目	測定単位	単位費用(円)			単位費用中 給与費の 伸び率	費目	測定単位	単位費用(円)			単位費用中 給与費の 伸び率	
		2018	2019	単位費用 伸び率				2018	2019	単位費用 伸び率		
警察費	警察職員数	8,306,000	8,296,000	-0.1%	-0.2%	消防費	人口	11,300	11,300	0.0%	-0.3%	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	135,000	135,000	0.0%	8.1%	道路橋りょう費	道路の面積	71,700	71,700	0.0%	0.1%
		道路の延長	2,024,000	1,948,000	-3.8%			道路の延長	194,000	189,000	-2.6%	
	河川費	河川の延長	188,000	187,000	-0.5%	-0.9%	港湾費(港湾)	係留施設の延長	27,200	27,500	1.1%	-0.5%
		係留施設の延長	28,300	28,500	0.7%	0.3%		外郭施設の延長	6,140	6,030	-1.8%	
		外郭施設の延長	6,140	6,030	-1.8%		港湾費(漁港)	係留施設の延長	10,400	10,300	-1.0%	0.4%
		係留施設の延長	10,400	10,300	-1.0%	0.5%		外郭施設の延長	4,310	4,070	-5.6%	
	外郭施設の延長	5,930	5,740	-3.2%		都市計画費	計画区域人口	988	990	0.2%	0.0%	
	その他の土木費	人口	1,340	1,300	-3.0%	-0.2%	公園費	人口	530	534	0.8%	0.0%
教育費	小学校費	教職員数	6,253,000	6,163,000	-1.4%	-1.5%		都市公園の面積	36,300	36,600	0.8%	
	中学校費	教職員数	6,322,000	6,237,000	-1.3%	-1.4%	下水道費	人口	94	96	2.1%	
	高等学校費	教職員数	6,556,000	6,596,000	0.6%	0.6%	その他の土木費	人口	1,620	1,540	-4.9%	-3.0%
		生徒数	56,100	56,900	1.4%	3.6%	小学校費	児童数	43,000	44,300	3.0%	0.0%
	特別支援学校費	教職員数	6,155,000	6,061,000	-1.5%	-1.6%		学級数	890,000	892,000	0.2%	0.0%
		学級数	2,099,000	2,141,000	2.0%	0.1%		学校数	9,479,000	9,446,000	-0.3%	2.3%
教育費		人口	2,300	2,430	5.7%	-9.6%		生徒数	40,600	42,300	4.2%	0.0%
	その他の教育費	公立大学等学生数	212,000	212,000	0.0%		中学校費	学級数	1,097,000	1,097,000	0.0%	0.0%
		私立学校等生徒数	289,600	293,500	1.3%			学校数	8,691,000	8,610,000	-0.9%	4.1%
	生活保護費	町村部人口	9,330	9,350	0.2%	0.4%	高等学校費	教職員数	6,558,000	6,566,000	0.1%	0.1%
	社会福祉費	人口	15,700	16,300	3.8%	6.6%		生徒数	70,300	71,100	1.1%	3.3%
	衛生費	人口	14,600	14,600	0.0%	-2.2%	その他の教育費	人口	5,220	5,290	1.3%	0.1%
厚生労働費	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	50,000	51,900	3.8%	-1.0%	幼稚園児数*	386,000	393,000	1.8%	1.2%	
		75歳以上人口	95,700	95,800	0.1%		生活保護費	市部人口	9,440	9,230	-2.2%	-1.4%
	労働費	人口	430	431	0.2%	0.3%	社会福祉費	人口	23,400	24,300	3.8%	4.0%
産業経済費	農業行政費	農家数	107,000	107,000	0.0%	-0.8%	保健衛生費	人口	7,860	7,850	-0.1%	0.1%
	林野行政費	公有以外の林野の面積	5,020	5,150	2.6%	-5.2%	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	65,600	66,800	1.8%	0.1%
		公有林野の面積	15,300	15,400	0.7%	0.3%		75歳以上人口	83,800	84,200	0.5%	
	水産行政費	水産業者数	336,000	330,000	-1.8%	-1.6%	清掃費	人口	5,020	5,030	0.2%	-0.6%
	商工行政費	人口	1,910	1,940	1.6%	-0.4%	農業行政費	農家数	84,300	87,800	4.2%	3.7%
総務費	徴税費	世帯数	5,870	5,980	1.9%	-0.1%	林野水産行政費	林水産業従業者	285,000	338,000	18.6%	0.0%
	恩給費	恩給受給権者数	1,042,000	945,000	-9.3%		商工行政費	人口	1,310	1,320	0.8%	0.2%
	地域振興費	人口	560	533	-4.8%	0.0%	徴税費	世帯数	4,610	4,300	-6.7%	-4.3%
	地域の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%		戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,170	1,170	0.0%	0.2%
	人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	1,700	0.0%		地域振興費	人口	1,830	1,740	-4.9%	-7.0%
	包括算定経費	人口	9,310	9,070	-2.6%			面積	1,039,000	1,037,000	-0.2%	0.4%
		面積	1,163,000	1,120,000	-3.7%		地域の元気創造事業費	人口	2,530	2,530	0.0%	
							人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	3,400	0.0%	
							包括算定経費	人口	17,500	17,100	-2.3%	
								面積	2,343,000	2,320,000	-1.0%	

(資料) 地方財務協会「地方財政」2018年5月号より作成

(資料) 地方財務協会「地方財政」2018年5月号より作成

(注) 網掛けは前年度比マイナスとなったもの  
\* 幼稚園児数は2015年度より幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前のこどもの数となる

図表10 標準団体の職員数の変動（見直しがあつた項目の抜粋）

		道府県分			市町村分		
		職員A	職員B	計	職員A	職員B	計
警察費	2018	96	285	381			
	2019	81	300	381			
道路橋りょう費	2018	16	52	68			
	2019	15	53	68			
河川費	2018	10	22	32			
	2019	9	23	32			
その他の土木費	2018	46	127	173	3	12	15
	2019	44	129	173	2	13	15
その他の教育費	2018	76	188	264			
	2019	73	188	261			
生活保護費	2018				6	25	31
	2019				5	26	31
社会福祉費	2018	50	137	187	4	17	21
	2019	46	162	208	3	20	23
(保健)衛生費	2018	167	304	471			
	2019	135	339	474			
高齢者保健福祉費	2018	8	22	30			
	2019	7	23	30			
農業行政費	2018	187	360	547	3	18	21
	2019	171	377	548	3	19	22
林野行政費	2018	46	60	106			
	2019	32	76	108			
水産行政費	2018	23	39	62			
	2019	20	42	62			
商工行政費	2018	33	89	122			
	2019	30	92	122			
徴税費	2018	50	149	199	6	26	32
	2019	48	151	199	5	27	32
戸籍住民基本台帳費	2018				9	11	20
	2019				7	13	20
地域振興費（人口）	2018				2	3	5
	2019				1	4	5
包括算定経費（人口）	2018	115	293	408	12	49	61
	2019	107	301	408	11	50	61
包括算定経費（面積）	2018	7	18	25			
	2019	6	20	26			

（資料） 地方財務協会『地方交付税制度解説資料（単位費用編）』より作成

\* 網掛けは合計数で変動があつた項目

\* 部課長数については変化がないため記載していない

図表11 項目別単位費用の主な増減理由

		主 な 内 容	
道	警察費（警察職員数）	各種手数料の見直し	
	小学校費	標準団体の職員数（一般教員・事務職員数）の見直し	
	中学校費	標準団体の職員数（一般教員数）の見直し	
	高等学校費（生徒数）	トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 4年目）、通信制課程経費の <b>その他教育費からの移し替え</b>	
	特別支援学校費（学級数）	トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 4年目）、 <b>冷房設備の光熱水費</b>	
	その他の教育費（人口）	トップランナー方式による見直し（青少年教育施設 最終年）、 <b>就園奨励費に相当する施設等利用給付費、通信制課程経費の高等学校費への移し替え</b>	
	その他の教育費（高等専門学校及び大学の学生数）	トップランナー方式による見直し（公立大学 3年目）	
	生活保護費	扶助単価等の改定	
	社会福祉費	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にもとづく標準団体の職員数（児童福祉司等）の見直し、保育士の処遇改善等の経費、児童扶養手当の支給回数見直しによる初年度の増加額	
	衛生費	標準団体の職員数の見直し	
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	介護人材の処遇改善のための経費、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化の完全実施にともなう <b>地方負担分</b>	
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の一部廃止を反映	
	農業行政費	農業用ため池その他の土地改良施設にかかる経費充実	
	林野行政費（公有林以外の林野の面積）	<b>森林環境譲与税導入にともなう森林整備費、重点課題対応分として森林吸収源対策費等を引き続き算定</b>	
	林野行政費（公有林野の面積）	重点課題対応分として森林吸収源対策費等を引き続き算定	
	水産行政費	海区漁業調整委員会選挙費の見直し	
	商行政費	<b>事業継続力強化支援計画・経営発達支援計画策定等の経費</b>	
	徴税費	<b>特別法人事業税の導入にともなうシステム開発等に要する経費、地方税共同機構の運営に要する経費</b>	
	府	包括算定経費（人口）	重点課題対応分として「自治体情報システム構造改革推進事業」を引き続き算定、 <b>消防防災ヘリ2人操縦体制導入経費の充実、災害時被災団体への派遣応援職員の装備経費・災害能力向上のための資格取得等経費、在外外国人向け一元的相談窓口の運営経費</b>
		包括算定経費（面積）	標準団体の職員数の見直し
消防費		重点課題対応分における自治体情報システム構造改革推進事業を引き続き算定	
都市計画費（人口）		合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（最終年）	
その他の土木費		合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（最終年）	
小・中学校費（児童数・生徒数）		<b>冷房設備の光熱水費の算定</b>	
小・中学校費（学校数）		トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 4年目）	
高等学校費（生徒数）		トップランナー方式による見直し（学校用務員事務経費 4年目）、 <b>通信制課程にかかる経費</b>	
その他の教育費（人口）		トップランナー方式による見直し（公立大学 3年目）、合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（2年目）	
生活保護費		扶助単価等の改定	
社会福祉費		「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にもとづく子ども家庭総合支援拠点および要保護調整機関の職員の配置、保育士の処遇改善等の経費、児童扶養手当の支給回数見直しによる初年度の増加額	
保健衛生費		合併算定替え終了対策による旧市町村単位の保健センター運営費等の経費の充実（2年目）、 <b>風疹予防接種に関する追加的対策に要する経費</b>	
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）		道府県分と同じ	
高齢者保健福祉費（75歳以上人口）		道府県分と同じ	
農業行政費		道府県分と同じ	
林野水産行政費		道府県分（林野行政費・公有林以外の林野の面積）と同じ	
商行政費		合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（2年目）、道府県分と同じ	
徴税費		合併算定替え終了対策による職員数等の経費の見直し（3年目最終年）、 <b>地方税共同機構の運営に要する経費</b>	
戸籍住民基本台帳費		重点課題対応分として「自治体情報システム構造推進事業」を引き続き算定	
地域振興費（人口）		合併算定替え終了対策による標準団体の経費充実（2年目）および同対策による <b>支所に要する経費の充実（最終年）、重点課題対応分として「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」を引き続き算定</b>	
包括算定経費（人口）	トップランナー方式による庶務業務の見直し（4年目）、合併算定替え終了対策による標準団体の経費の見直し（2年目）、重点課題対応分として「自治体情報システム構造改革推進事業」を引き続き算定、 <b>消防防災ヘリ2人操縦体制導入経費の充実、災害時被災団体への派遣応援職員の装備経費・災害能力向上のための資格取得等経費</b>		

（資料）『地方財政』2019年5月号より作成

（注）太字は新規の算定。なお、地方創生枠関連は別途言及しているので記載していない

(2) 測定単位の状況

図表12は測定単位の状況を変化のあった項目のみ表したものである。

今年度も昨年と同様、毎年度の学校基本調査にもとづく教育費関連と道路橋りょう等の外形的な数値の変動が主なものである。

とくに道府県では需要額に占める教育費の割合が高いため、測定単位の減少が需要額に大きく影響する。また、町村では児童・生徒数、学級数、学校数のすべてにおいて減少幅が大きいため、自治体によって需要額に大きく影響する。

図表12 測定単位の変動の状況

測定単位（公債費除く・種別補正後）の状況（合計）

		単位	道府県分			市町村分		
			2018	2019	増減	2018	2019	増減
道路	面積	km <sup>2</sup>	1,518,111	1,522,175	0.3%	5,428,518	5,451,425	0.4%
	延長	km	176,627	176,721	0.1%	1,020,405	1,021,871	0.1%
	河川の延長	km	222,880	222,965	0.0%			
港湾	係留	m	1,107,645	1,110,051	0.2%	511,646	511,999	0.1%
	外郭	m	4,283,820	4,292,143	0.2%	2,232,385	2,221,358	-0.5%
漁港	係留	m	861,341	862,995	0.2%	827,719	828,444	0.1%
	外郭	m	2,668,031	2,683,736	0.6%	2,212,999	2,212,069	0.0%
小学校	教職員数	人	340,069	341,082	0.3%			
	児童数	人				6,334,350	6,273,094	-1.0%
	学級数	学級				259,180	259,381	0.1%
	学校数	箇所				19,419	19,275	-0.7%
中学校	教職員数	人	191,918	191,687	-0.1%			
	生徒数	人				2,978,339	2,946,287	-1.1%
	学級数	学級				105,715	105,614	-0.1%
	学校数	箇所				9,346	9,309	-0.4%
高等学校	教職員数	人	185,842	184,987	-0.5%	11,845.08	11,839.97	0.0%
	生徒数	人	2,056,434	2,006,066	-2.4%	176,878	174,139	-1.5%
特別支援学校	教職員数	人	85,244	85,340	0.1%			
	学級数	学級	31,355	31,507	0.5%			
公立大学等	学生数	人	579,036	570,323	-1.5%			
私立学校等	生徒数	人	1,824,749	1,770,748	-3.0%			
幼稚園等の子ども数 (幼稚園児数)		人				203,496	186,166	-8.5%
戸籍数						52,501,123	52,485,279	0.0%
世帯受給権者数		人	7,724	6,697	-13.3%			
面積（地域振興費）		km <sup>2</sup>				58,566.65	58,599.99	0.1%
面積（包括算定経費）		km <sup>2</sup>	309,842.87	309,879.24	0.0%	132,613.98	132,509.40	-0.1%
都市公園面積		km <sup>2</sup>				966,706	975,366	0.9%

(資料) 前掲「計数資料」より作成

(注) 変動があった項目のみ掲載

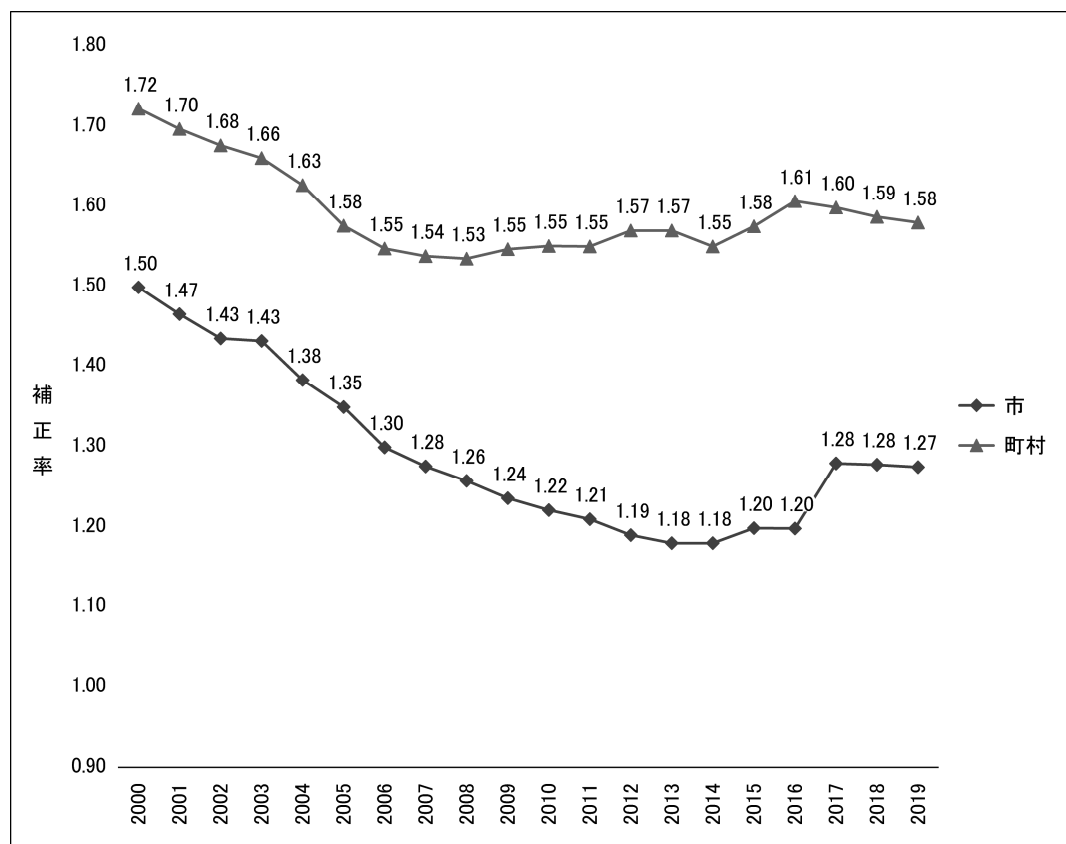
### (3) 補正係数

需要額の算定における補正係数の割り増し効果は、単位費用に補正前と補正後の測定単位をかけて、両者の需要額の差を見ることで試算できる。本稿ではこれを補正率と呼ぶこととし、項目ごとの需要額の差を積算し、総額としての補正率を試算してみた。

図表13は市、町村の補正率の2000年度以降の推移である。

市に比べて相対的に町村の補正率が高めで推移しており、段階補正などの小規模自治体にかかわる補正効果が表れている。2000年代前半は段階補正の削減や事業費補正の算定見直しなどで両者とも減少傾向にあったが、町村は2000年代後半から底を打って、1.5倍台で推移している。その後、2016年度には1.61と上昇し再び減少傾向にある。

図表13 市町村分の補正率の推移



(資料) 同上

一方、市の補正率は2013年度に底を打っており2017年度の上昇は県費負担教職員給与費の政令市への移譲にともなう密度補正の適用が影響しているが、2019年度は前年度を0.01ポイント下回っている。

なお、図表には表していないが、道府県分の2019年度の補正率は1.03と市町村分に比べて割増し効果が極めて小さい。

次に具体的な補正係数の効果について、加算項目<sup>(11)</sup>となっている補正係数の需要額への加算状況を見てみよう。

**図表14**は加算項目となっている補正係数の加算額の推移をみたものである。

過去の推移から需要額の加算効果が最も大きいのは事業費補正であったが、2002年度の事業費補正の抜本的な見直し以降、数回にわたり標準事業費方式<sup>(12)</sup>や事業費補正の対象事業の縮減などが行われたため年々減少傾向にあり、2018年度以降は県費負担教職員給与費の政令市事務を算定している態容補正Ⅱがこれを上回り、その差が拡大している。

このほか、加算効果として国調人口の2015年度データへの入れ替えにともなう数値急減補正が2016年度に上昇したが、それ以降段階的に減少している。

一方、密度補正は加算額が増加している。詳細は不明であるが、社会福祉費の保育需要の算定やいわゆる合併算定替え対策にともなう関係項目の補正充実などの影響が考えられる。

以上を踏まえると、**図表13**の補正率の動向については少なくとも事業費補正と数値急減補正の減少が影響していることが推察される。

最後に段階補正の上限値を見ておこう。小規模自治体の測定単位に応じた割り増しを加える補正係数は、算定の性格上、数値の減少に応じて補正係数が上昇し続けるため、項目によって上限値を設けている。もともと1998～2011年度にわたり、当時の地方分権推進計画にもとづいて人口4千人未満の段階補正を一律（上限値設定）とする見直しが行われたことを端緒としている。その後、2002年度から2004年度の段階補正

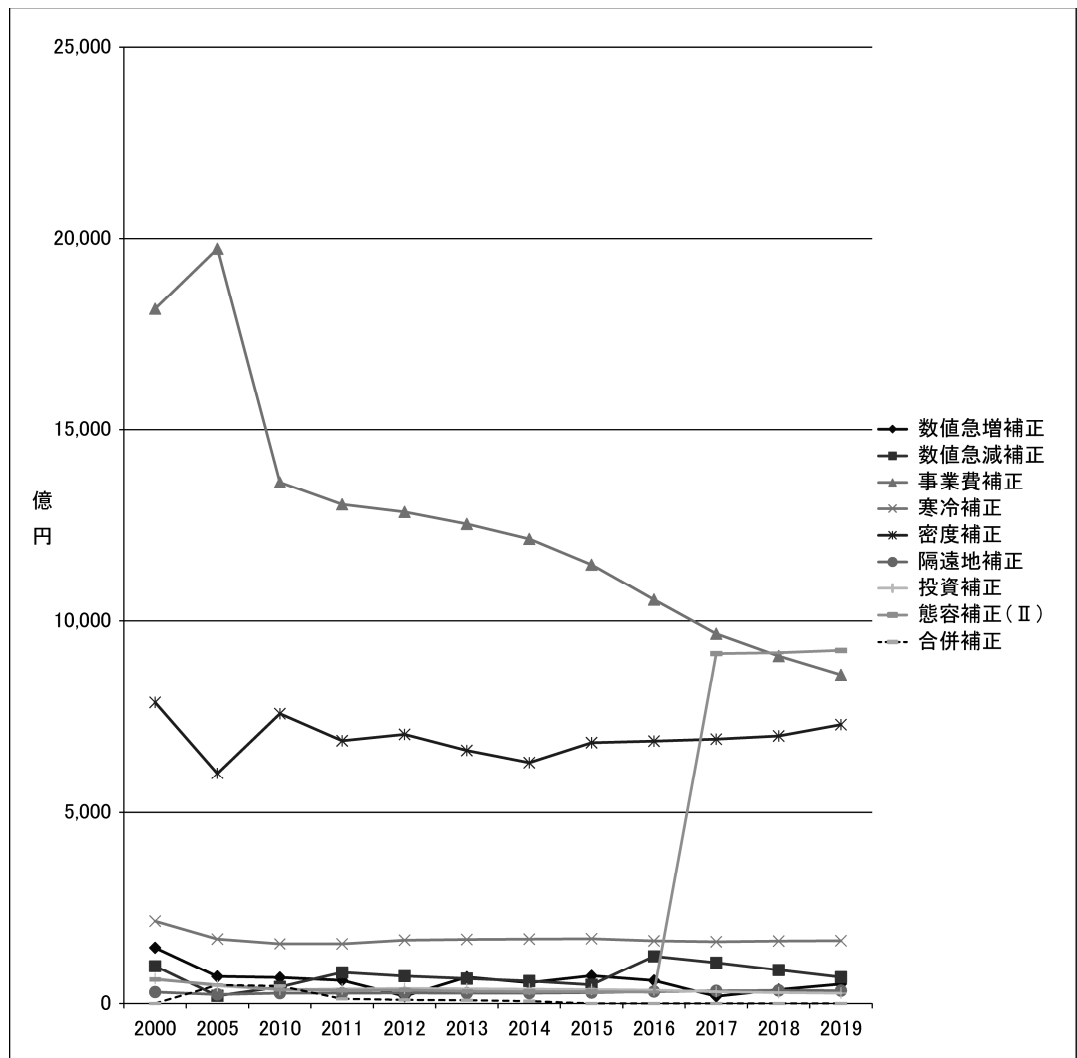
(11) 需要額の算定では、項目ごとに複数の補正係数を累乗加算して最終補正係数を導出し、これを測定単位にかけて補正している。本稿が参照する「計数資料」では、このうち補正係数の効果が直接把握できる「加算」項目のみ需要額の増額が掲載されているため、これを分析に用いている。なお小規模自治体の需要額を割増す段階補正は累乗部分であるため、その効果については資料では掲載されていない

(12) 事業費補正が起債の実績に応じた元利償還金の需要額算入であるのに対し、対象となる起債が全国的に行われたと見なしてその平均的な元利償還金を単位費用に算入する方式



の削減では上限値を引き下げる措置が講じられ、小規模自治体の交付税算定に大きな影響を与えた。2010年度には段階補正の一部復元が講じられたことで上限値も引き上げられたものが多く、その後も年々見直しがあるものの、全体としては比較的安定している。

図表14 補正係数（加算項目のみ）による需要加算額



(資料) 同上

図表15は2008年度以降の市町村分の段階補正の上限値の変化をみたものである。

2019年度についてみると前年度より上限値が上昇したものが4項目あり、2018年度と同じ数である。ただし、戸籍住民基本台帳費（人口）が3.470と前年度より1.03ポイント上昇しているが、その要因は不明である。

図表15 市町村分の段階補正の上限値

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
消防費（人口）	1.940	1.980	2.035	1.980	2.065	2.105	2.100	2.095	2.110	2.120	2.120	2.105
その他の土木費（人口）	1.705	1.700	1.740	1.680	1.650	1.630	1.845	1.925	1.935	1.880	1.940	2.005
その他の教育費（人口）	2.115	2.145	2.180	2.155	2.160	2.150	2.250	2.210	2.205	2.190	2.210	2.205
社会福祉費（人口）	1.445	1.490	1.540	1.570	1.565	1.540	1.540	1.350	1.330	1.325	1.325	1.420
保健衛生費（人口）	2.390	2.850	2.995	3.180	3.115	2.990	2.960	2.865	2.875	2.860	2.895	2.880
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.966	1.953	1.769	1.778	1.796	1.758	1.744	1.734	1.702	1.651	1.718	1.685
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383
商工行政費（人口）	2.475	2.480	2.415	2.420	2.427	2.420	2.645	2.660	2.740	2.830	2.715	2.710
徴税費（人口）	1.920	2.860	2.780	2.970	3.180	3.280	3.500	3.540	3.600	3.670	3.660	3.750
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.352	1.337	1.405	1.418	1.470	1.490	1.519	1.591	1.578	1.551	1.508	1.508
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	1.980	1.940	2.140	2.510	2.260	2.380	2.440	2.420	2.380	2.440	2.440	3.470
地方再生対策費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000								
地域の元気創造事業費（人口）							15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費								15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

（資料）市町村の普通交付税算出資料より作成（かっこ内は測定単位）

\* このほか生活保護費、地域振興費（人口）は上限なし

\* 雇用対策・地域資源活用推進費（2011年のみ）、地域経済・雇用対策費（2012年度～2018年度）、地域の元気づくり推進費（2013年度のみ）についてはいずれも上限なし

## 5. 算定結果の個別分析 — 森林環境譲与税の導入と需要額

最後に今年度の算定結果から注目される森林環境譲与税（以下、適宜「譲与税」と略称する）と需要額の関係について詳細な分析を行う。

### （1）森林環境譲与税の導入と需要額の算定内容

今年度の地財計画の歳入に森林環境譲与税200億円、歳出には重点課題対応分として同額の森林整備費が計上された。これをもとに交付税算定では収入額に譲与税200億円（道府県分40億円、市町村分が160億円相当）が100%算入され、需要額では道府

県分の林野行政費と市町村分の林野水産行政費で、両者の配分額に対応して算定される。したがって、理論的には各自治体の収入額の譲与税額と需要額の新たな森林整備費相当額が一致するよう算定される。

具体的な算定内容は以下の通りである。

#### ◆ 道府県分 — 林野行政費

##### 【算定式】

林野行政費は下記の算定式であり、当該自治体の森林環境譲与税配分額を反映する下線部の密度補正が新たに加わった。

単位費用×測定単位（公有以外の林野の面積）×（段階補正＋ <u>密度補正</u> ＋事業費補正）
--

##### 【単位費用の算定基礎】

図表16-1は林野行政費（公有林以外の林野の面積）の単位費用の算定基礎を前年度と比較したものである。表は標準団体（公有林以外の林野の面積309,000ha）における各種経費を積算し、その合計から国庫補助負担金や手数料などの特定財源を差し引いた一般財源総額を、標準団体の面積で割ったものが単位費用となっている。

今回、譲与税を財源とする森林整備費として「森林整備保全費」に80,935千円が加算され、森林整備保全費が前年度の587,055千円から660,206千円、一般財源ベースで572,300千円から645,157千円へと増加した。その結果、単位費用換算で5,020円から5,150円へと増加している。ただし、新たな加算額80,935千円に対し、一般財源ベースの増加額は他の項目の増減と合わせて真水では72,857千円の増加にとどまっている。

なお、単位費用の内訳の給与費をみると、標準団体の職員数を2名増員したにもかかわらず2,372円から2,248円と減少しており、職員構成の若返り見直し（図表9参照）の結果、費用を引き下げることとなった。

##### 【密度補正の算定】

密度補正の算定は譲与税相当額に需要額を一致させる補正とみることができる。

具体的な式は図表16-2のような内容となっている。まず、譲与税の配分見直し

を当該自治体の林野率に応じた補正後の森林人工林面積(オ)<sup>(13)</sup>、林業従業者数(キ)、人口(ケ)の数値と、それぞれの単位あたりの譲与税額(私有林人工林面積：

図表16-1 林野行政費(公有以外の林野の面積)の単位費用の算定基礎

(千円)

経費項目	2018年度				2019年度				
	総額	特定財源	一般財源	単位費用 (円)	総額	特定財源	一般財源	単位費用 (円)	
林業振興指導費	70,255	1,911	68,344		66,773	1,627	65,146		
	48,339	428	47,911		45,776	428	45,348		
	343,026	5,272	337,754		326,034	5,154	320,880		
	353,959	0	353,959		347,221	0	347,221		
森林病害虫等防除費	86,311	9,253	77,058		83,824	9,153	74,671		
鳥獣行政費	118,076	24,085	93,991		115,865	23,770	92,095		
森林整備保全費	587,055	14,755	572,300		660,206	15,049	645,157		
うち森林環境譲与税を財源とする森林整備等					80,935				
合計	1,607,021	55,704	1,551,317	5,020	1,645,699	55,181	1,590,518	5,150	
内訳	給与費	748,155	15,096	733,059	2,372	709,615	15,129	694,486	2,248
	その他	858,866	40,608	818,258	2,648	936,084	40,052	896,032	2,900

(資料) 前掲「制度解説」より作成

(注) 網掛けは文中の説明にかかわる箇所

図表16-2 道府県分の密度補正

[密度補正]

補正後私有林人工林面積 (ha)	(オ) × 283 (円) (カ)	林業従業者数 (人) (キ)	(キ) × 12,536 (円) (ク)	森林環境譲与税の譲与の基準となる人口 (人) (ケ)	(ケ) × 9 (円) (コ)
				合計 (カ) + (ク) + (コ) (円) (サ)	

$$\frac{(サ)}{(A) \times 5,150} = \boxed{\hspace{2cm}} \quad (シ)$$

小数点以下3位未満四捨五入

$$(密度補正 - 1) = (シ) - 0.0509 = \boxed{\hspace{2cm}} \quad (イ)$$

小数点以下3位未満四捨五入

(資料) 普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料(道府県分)より抜粋

(13) 森林環境譲与税制度では林野率75%以上で1.3倍、85%以上で1.5倍の補正がかかる

283円、林業就業者数12,536円、人口：9円）に掛け合わせて合計額(サ)を算出する。これを、当該自治体の測定単位である公有以外の林野の面積（ha）と単位費用5,150円を掛け合わせたもので割って、林野行政費に占める譲与税の割合(シ)を算出する。この割合から係数（0.0509）を差し引いた数値が密度補正となる。この0.0509が何を意味するか不明であるが<sup>(14)</sup>、この係数を下回ると割落とし、上回ると割り増しの補正がかかるようになっている。

#### ◆ 市町村分 — 林野水産行政費の単位費用の算定基礎

##### 【算定式】

市町村分は林野水産行政費として2つの行政分野からなる項目のため、道府県分に比べて複雑な算定式となっている。このなかで、密度補正Ⅲが譲与税額を推計する式となっている。

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \{ (\text{態容補正Ⅰ} \times \text{態容補正Ⅱ} \times \text{経常態容補正} \times \text{寒冷補正}) \\ + \text{密度補正Ⅰ} + \text{密度補正Ⅱ} + \text{密度補正Ⅲ} + \text{数値急減補正} + \text{事業費補正} \}$$

##### 【単位費用の算定基礎】

図表17-1は林野水産行政費の算定基礎である。

基本的な構造は道府県と同様で、一般経費のうち「森林・林業振興対策費」に新たに12,297千円が算入され、一般経費の一般財源が前年度の47,733千円から59,694千円に増加した。これに施設整備の一般財源を加算した合計額が前年度の62,710千円から74,408千円となり、標準団体の測定単位（林業及び水産業の従業者数）220人で割った結果、前年度の単位費用285,000円から338,000円へと増加している。

ただし、単位費用換算前の一般財源ベースの合計額は11,698千円の増加であり、森林整備費の12,297千円を下回っている。これは道府県分と同様に他の項目の経費の減少によるものである。また、道府県分とは異なり、職員数の増員等はないため全体の給与費は47,727千円に変化はない。

---

(14) 林野行政費の需要額に占める譲与税割合の都道府県平均という可能性が考えられる

図表17-1 林野水産行政費の単位費用の算定基礎

(千円)

経費項目		2018年度			2019年度				
		総額	特定財源	一般財源	単位費用 (円)	総額	特定財源	一般財源	単位費用 (円)
一般経費	給与費	5,250				5,250			
	林業	4,543				4,495			
	森林・林業振興対策費	需用費等	27,454				39,664		
		うち森林環境譲与税を財源とする森林整備等	0				12,297		
		負担金・補助及び交付金	3,165				3,151		
	水産業	8,129				8,041			
	一般経費計	48,541	808	47,733		60,601	907	59,694	
施設整備費	林業	11,364		11,364		11,165		14,714	
	水産業	3,613		3,613		3,549			
	施設整備費計	14,977		14,977		14,714		14,714	
合計	63,518	808	62,710	285,000	75,315	907	74,408	338,000	
給与費	10,500		10,500	47,727	10,500		10,500	47,727	
その他	53,018	808	52,210	237,318	64,815	907	63,908	290,491	

(資料) 同上

**【密度補正の算定】**

基本的には道府県分の算定の考え方と同じとみられるが算定式は一部異なる。

図表17-2で譲与税配分額の推計式をみると、単位あたりの額が私有林人工林面積：1,133円、林業就業者数：50,143円、人口：38円となっている。これを、当該自治体の測定単位である公有以外の林野の面積（ha）と単位費用338,000円を掛け合わせたもので割って、補正前の林野水産行政費に占める譲与税の割合(モ)を算出する。この後の計算式は道府県とは異なり、上記の態容補正Ⅰ・Ⅱ、経常態容補正、寒冷補正の累乗値(ス)に係数(0.165)を乗じた値(ヤ)を、(モ)から差し引いた数値が密度補正となる。道府県分に比べて複雑な補正係数の影響を相殺して、需要額と譲与税額を一致させる算定式とも考えられるが正確なところは明らかではない。

図表17-2 市町村分の密度補正

[密度補正Ⅲ]

私有林人工林面積 (ha) (ノ)	林野率 (%) (ハ)	林野率による 補正係数 (ヒ)	補正後私有林 人工林面積 (ha) (フ)	(フ) × 1,133 (円) (ヘ)
★	★	★	★	★

小数点以下1位未満四捨五入

整数未満四捨五入

林業従業者数 (人) (ホ)	(ホ) × 50,143 (円) (マ)	森林環境譲与税の譲与の 基準となる人口 (人) (ミ)	(ミ) × 38 (円) (ム)	合計 (ヘ) + (マ) + (ム) (円) (メ)
★	★	★	★	★

$$\begin{array}{l}
 \frac{(メ)}{(ア) \times 338,000} = \star \text{ (モ)} \\
 (ス) \times 0.165 = \star \text{ (ヤ)} \\
 (モ) - (ヤ) = \star \text{ (ユ)}
 \end{array}
 \quad \left. \vphantom{\begin{array}{l} \\ \\ \end{array}} \right\} \text{(小数点以下3位未満四捨五入)}$$

(2) 森林環境譲与税配分と需要額算定結果の相関

以上の算定内容をもとに、都道府県、市町村別の実際の森林環境譲与税配分<sup>(15)</sup>と林野行政費および林野水産行政費の算定結果との関係をみてみよう。

分析方法は今年9月に都道府県、市町村に配分された半期分の譲与税額を2倍し、年間の譲与税配分額を推計する。一方、需要額については道府県分の林野行政費、市町村分の林野行政費の前年度からの増加額を譲与税配分相当の需要額とみなして、両者の分布図を作成する。もし、譲与税額と需要額の増分が一致すれば、譲与税額と見合いの森林整備の需要が算定されたと見なすことができる。

◆ 都道府県分

図表18-1は横軸に林野行政費の前年度比増加額、縦軸に森林環境譲与税の配分額をとった分布図である。2本の直線のうち原点から引いた線は譲与税と需要額が等しくなる目安となる45度補助線である。分布図のなかにある直線は近似線であり、右上には近似線の数式が記載されている。なお、北海道については数値が突出して

(15) 森林環境譲与税の自治体別配分額のデータは、自治総研の其田茂樹研究員が作成したものを  
用いている

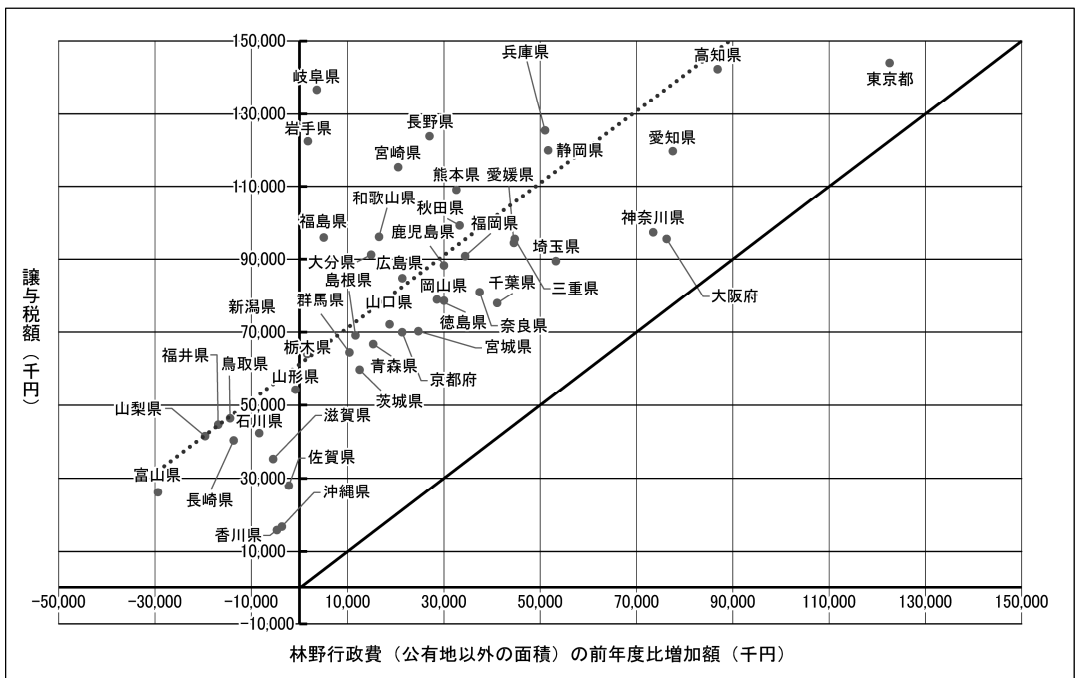
おり欄外となっており、譲与税が306,672千円、需要額が81,540千円と両者は大きくかい離している。

分析結果では都道府県全体の需要額の増加は11億円にとどまり、譲与税の約40億円の4分の1しか算定結果には表れていない。

個別にみるとすべての都道府県が45度補助線より左上に位置しており、需要額が譲与税額を下回る状況となっている。さらに、山梨県、福井県など12県は需要額が前年度を下回っている。

このように全体的に譲与税額よりも需要額が下回る傾向として考えられる要因の1つは、単位費用の影響である。単位費用の算定基礎でみたように、譲与税相当額の経費の算入と他の経費の減少が相まって、全体の単位費用の伸びがその分減殺されている。そのため譲与税額に対する需要額が全般に低くなったと考えられる。もう一つは自治体間のばらつきが出ていることから各種補正係数の影響も考えられるが、特定には至っていない。

図表18-1 都道府県部の森林環境譲与税と林野行政費の前年度比増加額との相関

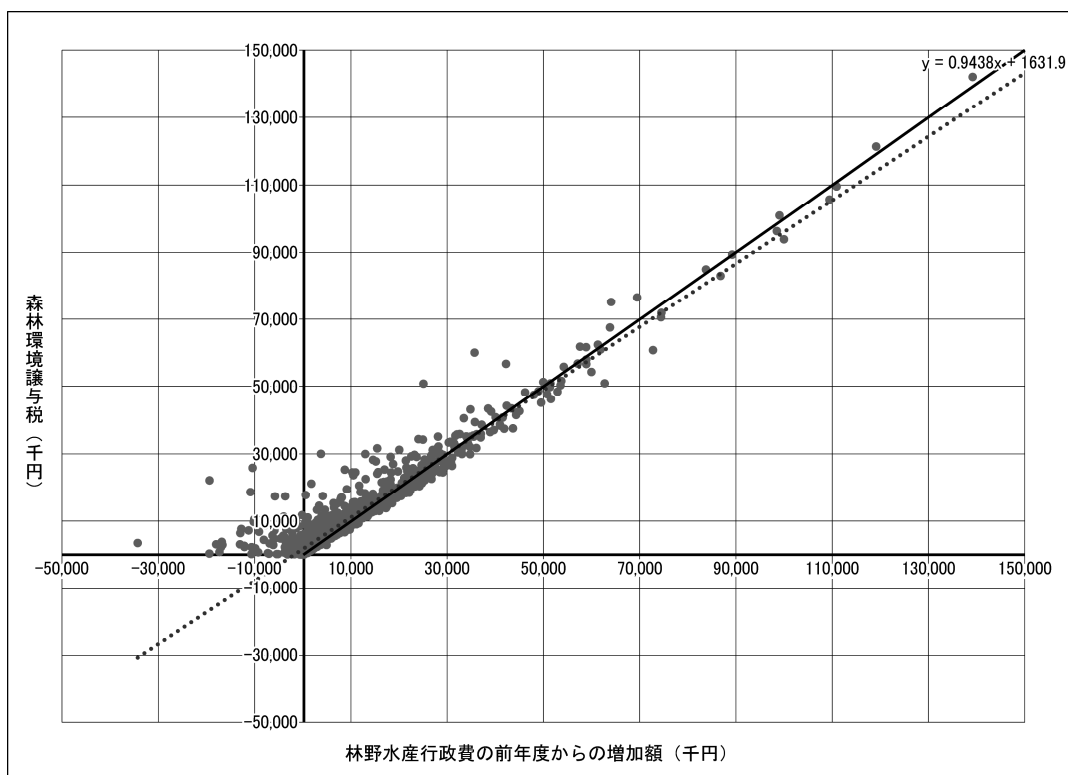




◆ 市町村分

次に図表18-2は市町村分の分析結果である。なお、特別区の額が大きいため図表外となっており、譲与税額が362,680千円、需要額が366,310千円とほぼ一致している。

図表18-2 市町村分の森林環境譲与税（推計）と林野水産行政費の前年度比増加額との  
相関



分析結果をみると市町村全体の需要額の増加は約14億円に対し、譲与税は約16億円と、都道府県に比べて両者の金額の差は小さい。

分布状況をみると近似線と45度線が接近しており、全体的に需要額と譲与税額が近似する傾向がみられる。ただし、需要額が前年度を下回る自治体169団体を含め、需要額が譲与税額を下回る自治体が948団体と市町村の半数以上に上っており、両者の差がもっとも大きいのは函館市の41,518千円、次いで対馬市の38,974千円、根

室市の37,739千円などとなっている。これらは比較的突出したものであるが、10,000～20,000千円台の自治体は比較的多くみられる。

これらの要因は都道府県と同様に単位費用と補正係数によるものとみられるが、特に市町村の場合、補正係数が多いことから、林業水産関係の補正係数の適用状況が影響していると考えられる。例えば林業水産需要が少ない東京都や大阪府ではほぼ45度線上に自治体が分布しており、譲与税額と需要額が一致する傾向にある。このことから算定構造上は譲与税額が需要額に近似するようになっていると考えられるが、林業と水産業を一括した複合的な補正係数が、ばらつきの要因と推察される。

新たな需要を単位費用に算入したとしても、その結果が等しく表れないことは交付税算定の性格上、避けられないことであるが、地財計画の重点課題対応分として新規計上され、同額を「交付税措置」とした割には、各自自治体にとって実感のない算定結果になった。

## 結び — 2020年度算定へ向けて

最後に今年度の算定結果を踏まえた交付税の課題と2020年度へ向けた展望を述べて締めくくりにする。

### ○今年度の交付税算定の課題

まず、課題に第一は公債費算入の問題である。

毎年1月後半に開催される全国都道府県財政課長・市町村財政担当課長合同会議で配布される「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」では、新年度の需要額の見通しとして個別算定経費（地方創生枠、公債費、事業費補正除く）と包括算定経費の道府県分、市町村分の伸び率を記載している。自治体関係者はこの伸び率を新年度予算編成の参考にしているが、同留意事項では各自自治体の見込みについて「基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかかなりの差を生じるものと見込まれること」<sup>(16)</sup>と注意を喚起している。

(16) 総務省自治財政局「平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」39ページ

事実、本稿の都道府県別の需要額の寄与度でみたように、実際の算定結果は公債費や事業費補正の動向が全体の伸びに大きな影響を与えている。しかも事業費補正の場合は個別算定経費の項目ごとの増減として表れるため、その影響を直接的に把握しにくく、予想外の需要額の減少に直面する可能性が考えられる。

無論、公債費関連の需要額の減少は、一方で公債費負担の減少をともなっており、本来は収支悪化には至らないはずであるが、地財計画の「一般財源総額実質同水準ルール」を当てにして過大な見積もりを行えば、後年度の収支悪化を招くことになる。

今年度の交付税算定結果では市町村分に続き、道府県分でも公債費と事業費補正の合計額が減少している。今後、道府県、市町村通じて交付税算定の見積もりの精度が求められる。

第二に包括算定経費の減少傾向と内容の不透明性である。

包括算定経費はここ数年来、減少傾向が続いている。その要因は単位費用の年々の減少であり、すでにみたように標準団体における各種経費の削減によるものであるが、その見直しの理由を知る手がかりがほとんどないのが現状である。その一方で今年度の単位費用では、新たに消防防災ヘリの経費の充実や、在外外国人向けの一元的相談窓口の設置などが算入されたが、単位費用自体は一貫して減少している。これらの経費が「交付税措置」されているといっても、自治体にとっては実効性のないアナウンス効果にとどまる状況にある。無論、交付税算定の性格上、「交付税措置」が需要額の増加を保障するものではないが、先ほど見たように需要額のなかで比較的高い割合を占める町村の影響を踏まえると、同経費が適切な交付税配分に資する項目といえるのか疑問が残る。

具体的なあり方について、明確な意見を持ち合わせていないが、經常経費と投資的経費が同一項目で算定されている点や一種類の補正係数だけで算定される点については、何らかの修正が必要ではないかと考える。

いずれにしても、予見可能性の点から、国は算定内容に関するより丁寧な説明が必要である。

第三に森林環境譲与税の導入にともなう交付税算定についてである。

地財計画の重点課題対応分として200億円が計上され、同額が需要額に算入されたとはいえ、実際の算定結果は他の算定基礎の見直しと相まって、道府県分も市町村分もこれを下回ることになり、特に道府県分では譲与税配分額40億円の4分の1にとどまった。

森林経営管理法にもとづく森林管理等の事務事業は、単に譲与税額の範囲にとどまらない新たな標準的行政であり、これに見合った需要額算定が必要である。たとえば、今

年度の林野水産行政費の標準団体の人員は、譲与税の使途との関係で増員されなかった可能性が考えられるが、今後さらに森林環境に関する取組が拡大することが見込まれることから標準的行政水準からみて増員が必要ではないか。

また、市町村分の林野水産行政費自体も道府県分と同様に林野行政費を分離させることが適当である。

なお、包括算定経費や林野行政関係について述べていたことは、当然ながら地財計画の大枠を無視することはできない。現在、微増にとどまっている地財計画の一般行政経費の単独分の拡充とあわせて、一般財源総額の充実を図ることが前提となる。

## ○2020年度の展望

2020年度の総務省概算要求にともない8月30日に公表された地方財政収支の仮試算によれば、収支規模は91.6兆円（2.2%）、一般財源総額は64兆円（2.0%）、地方交付税は16.8兆円（4.0%）と高い伸びを見込んでいる。内訳で見ると給与関係経費が20.4兆円（0.4%）、一般行政経費は補助事業を中心に40.2兆円（4.5%）、投資的経費が13.0兆円（前年度同）などとなっている。

給与関係経費については人事院のプラス勧告を織り込んだものであるが、2020年4月から導入される会計年度任用職員の処遇改善分は反映されておらず、年末の地財対策に総額の決定は委ねられる。いずれにしても2020年度の地財計画をもとに交付税の需要額で算定されることになるが、その場合、どの需要項目で算定するのか、それぞれの単位数費用の算定基礎となる標準団体の人員や経費にどのように反映させるのかが注目される。

一般行政経費では幼児教育の無償化にともなう地方負担分が算定される。具体的には市町村分のその他の教育費（幼稚園系）と社会福祉費（保育園系）で算定されることになるが、新たに無償化の対象となるベビーホテルなどの無認可施設への負担分について、実態にあわせてどのように算定するのか注目される。

また、一般行政経費の内数であるまち・ひと・しごと創生事業費1兆円についても、政府のまち・ひと・しごと総合戦略がさらに5年間延長されたことを踏まえて、概算要求段階で引き続き計上されており、交付税の算定枠も存置されるとみられる。

ただし、政府は新たな目標として人材育成等・関係人口の構築やSociety5.0としてAIやロボティクスなどの自治体における実装を目指しており、これらの内容が交付税算定の成果指標に新たに追加される可能性がある。しかし、しばしば指摘しているように国の設定した成果の次第で交付税を配分することは、その程度がいかなるものであれ、標

準的な自治体の標準的行政水準を保障する制度のあり方からして不適切である。

近年、国も地方も財源保障をめぐる評価が「一般財源総額」の動向に集中する傾向にあるが、算定の内容についても多くの課題が残されており、もっと目を向けるべきであろう。その意味では2019年度の算定結果は交付税制度のさまざまな課題を投げかけている。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：普通交付税／無償化／合併算定替え／  
森林環境譲与税／臨時財政対策債／事業費補正

---

#### 【参考文献】

- 遠藤安彦『地方交付税法逐条解説第3版』ぎょうせい、1996年  
飛田博史「2018年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2019年1月  
地方財務協会「地方財政」2019年5月、9月号  
地方財務協会「地方交付税制度解説（単位費用編）」2010～2019年度版  
総務省「平成31年度普通交付税大綱」  
総務省「地方交付税関係計数資料」2008～2019年度

<資料1>

## 令和元年度 地域の元気創造事業費の算定方法

### 基本的な考え方

- ・ 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- ・ 平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト（令和元年度は340億円シフト）

### 令和元年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1,500億円程度	1,425億円程度	2,925億円程度
計	2,000億円程度	1,900億円程度	3,900億円程度
(前年度比増減額)	(△340億円程度)	(+340億円程度)	

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ )

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正Ⅰ = ( 0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1 ) × α

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数（前年度）
- C : ラスパイレス指数（直近5か年平均）
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差（ラスパイレス指数については、指数100との差）に応じて割増し又は割落し

(注) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正Ⅱ =

<道府県> ( 0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L  
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O ) × r × β

<市町村> ( 0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L  
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O ) × r × β

- G : 第一次産業産出額（道府県）・農業産出額（市町村）
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県）
- K : 若年者就業率
- L : 女性就業率
- M : 従業者数<sup>※</sup>
- N : 事業所数<sup>※</sup>
- O : 一人当たり県民所得（道府県）・一人当たり地方税収（市町村）
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

〔※は、指定都市・中核市・都市、町村ごとに改善度合を比較（市町村）〕

(資料) 総務省ホームページ

## 令和元年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

### 基本的な考え方

- ・ 「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・ 平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(令和元年度は340億円シフト)

### 令和元年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,330億円程度	670億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,670億円程度	1,330億円程度	4,000億円程度
計 (前年度比増減額)	4,000億円程度 (△340億円程度)	2,000億円程度 (+340億円程度)	6,000億円程度

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正 I + 経常態容補正 II )

[ 道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円 ]

《取組の必要度》

$$\text{経常態容補正 I} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

《取組の成果》

$$\text{経常態容補正 II} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times r \times \beta$$

- J : 人口増減率<sup>※</sup>
  - K : 転入者人口比率
  - L : 転出者人口比率
  - M : 年少者人口比率<sup>※</sup>
  - N : 出生率
  - O : 若年者就業率
  - P : 女性就業率
  - r : 条件不利地域の割増率
  - β : 算定額を総額に合わせつけるための率
- 全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)
- 〔 ※は、指定都市・中核市・都市・町村ごとに改善度合を比較 (市町村) 〕

(注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH28~30の人口増減率の平均値の差を改善度合としている

## トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単体費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

### これまでの取組状況

- ・平成28年度導入：16業務

◇学校用務員事務	◇本庁舎夜間警備	◇学校給食(運搬)	◇プール管理	◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等	◇案内・受付	◇体育館管理	◇公園管理	
◇本庁舎清掃	◇電話交換	◇学校給食(調理)	◇競技場管理	◇庶務業務の集約化

- ・平成29年度導入：2業務

◇青少年教育施設管理	◇公立大学運営
------------	---------

導入業務のうち、下線を付した9業務については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、人口3万人以下の市町村では経費水準が下がらないように算定。

### 令和元年度の取組

- 平成28年度に導入した16業務のうち2業務(学校用務員事務、庶務業務)及び平成29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施。
- 令和元年度からの導入を目的に検討することとしていた、窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしていることから、令和元年度においては導入しない。

(資料) 総務省ホームページ



# トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について①

## 【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
		経費水準の見直し		見直し最終年度	経費区分の見直し(給与費→委託料等)		
		見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	令和元年度				
H 2 8 導 入 分	◇学校用務員事務 (高等学校、 特別支援学校)	388,570(千円)	346,557(千円)	338,360(千円)	○	5	
	特別支援学校費	57,312(千円)	52,339(千円)	51,445(千円)	○		
	◇道路維持補修・清掃等	4,062,692(千円)	3,551,493(千円)	3,551,493(千円)			
H 2 8 導 入 分	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	466,812千円	337,545(千円)	337,545(千円)	○	3	民間委託等
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	25,629(千円)	25,866(千円)	25,866(千円)	○		
	◇公園管理	161,345(千円)	162,839(千円)	162,839(千円)	○		
H 2 9 導 入 分	◇庶務業務 (人事、給与、旅費、 福利厚生等)	庶務業務として特定せず 包括的に算定	8,270(千円)の減	8,270(千円)の減	○	1	庶務業務の集約化
	◇青少年教育施設管理	162,599(千円)	143,580(千円)	143,580(千円)	○		
	◇公立大学運営	1,694(千円)／人 1,938(千円)／人	1,553(千円)／人 1,776(千円)／人	1,460(千円)／人 1,668(千円)／人	○		
H 2 9 導 入 分	その他の教育費	162,599(千円)	143,580(千円)	143,580(千円)	○	3	指定管理者制度導入
	理科系学部	1,694(千円)／人	1,553(千円)／人	1,460(千円)／人	○		
	保健系学部	1,938(千円)／人	1,776(千円)／人	1,668(千円)／人	○		

※経費水準を据え置きとしていた業務についても、消費税率の引上げを踏まえて見直しを行っている。

# トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について②

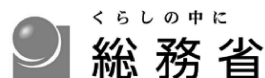
## 【市町村分】

対 象 業 務	基準財政需要額の 算定項目	見直し内容				経費区分の見 直し (給与費 →委託料等)	見直し 年数	基準財政需要額の 算定基礎とする 業務改革の内容
		経費水準の見直し		見直し 最終年度	見直し 年数			
		見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H28導入分:平成28年度)	令和元年度					
H 2 8 導 入 分	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、 高等学校)	小学校費	3,707(千円 /1校)	3,110(千円 /1校)	2,981(千円 /1校)	○	5	
		中学校費	3,707(千円 /1校)	3,110(千円 /1校)	2,981(千円 /1校)	○		
		高等学校費	7,353(千円 /1校)	6,450(千円 /1校)	6,266(千円 /1校)	○		
	◇道路維持補修・清掃等		153,607(千円)	139,263(千円)	139,263(千円)		3	
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転		55,483(千円)	44,770(千円)	44,770(千円)	○	3	民間委託等
	◇一般ごみ収集		192,962(千円)	192,606(千円)	192,606(千円)	○	-	
	◇学校給食(調理)		20,255(千円)	据え置き	据え置き	○	-	
	◇学校給食(運搬)		12,782(千円)	据え置き	据え置き	○	-	
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,714(千円)	29,714(千円)	○	3	指定管理者制度導入、 民間委託等
	◇公園管理	公園費	51,569(千円)	52,047(千円)	52,047(千円)	○	-	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、 福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せ ず包括的に算定	9,051(千円) の減	11,350(千円) の減	○	5	庶務業務の集約化	
H 2 9 導 入 分	◇公立大学運営	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,388(千円)	13,388(千円)	○	3	情報システムのクラウド化
		徴収費	32,030(千円)	24,384(千円)	24,384(千円)	○		
		包括算定経費	36,204(千円)	27,562(千円)	27,562(千円)	○		
	理科系学部	1,694(千円 /人)	1,553(千円 /人)	1,460(千円 /人)	○	5	地方独立行政法人化	
その他の 教育費	1,938(千円 /人)	1,776(千円 /人)	1,668(千円 /人)	○				

※経費水準を据え置きとしていた業務についても、消費税率の引上げを踏まえて見直しを行っている。

<資料3>

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和元年7月23日

令和元年度 普通交付税の算定結果等

総務省は、7月23日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、「令和元年度普通交付税大綱」について閣議報告をいたしました。

- 令和元年度 普通交付税大綱…………… 別添
- 令和元年度 普通交付税の決定について …… 1
  - ・令和元年度 普通交付税の算定結果 …… 2
  - ・不交付団体の状況 …… 6
- 令和元年度 臨時財政対策債発行可能額について …… 8
- 令和元年度 地方特例交付金の決定について …… 10

(連絡先)

自治財政局交付税課

担当：高野理事官

柴田理事官

電話：(代表)03-5253-5111

(内線)23363, 23362

(直通)03-5253-5624

(FAX) 03-5253-5625

## 令和元年度 普通交付税の決定について

### 決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	伸 率
道府県分	81,796	81,435	0.4
市町村分	70,304	69,045	1.8
合 計	152,100	150,480	1.1

### 交付団体及び不交付団体数

区 分	令和元年度			平成30年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,633	85	1,718	1,641	77	1,718
計	1,679	86	1,765	1,687	78	1,765

## 令和元年度 普通交付税の算定結果 ( 財源不足団体 )

### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位: 億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分		
	令和元年度	対前年度伸率	令和元年度	対前年度伸率	
基準 財政 需要 額	個別算定経費 (c、d、e 除き) a	166, 231	0. 3	176, 454	0. 5
	包括算定経費 b	12, 176	△2. 8	22, 986	△2. 0
	地域の元気 創造事業費 c	909	0. 2	2, 722	0. 9
	人口減少等特 別対策事業費 d	1, 876	△0. 4	3, 637	△0. 3
	公債費等 e	33, 942	△0. 4	26, 776	△2. 3
	臨時財政対策 債振替相当額 f	17, 853	△18. 3	14, 715	△18. 2
	合 計 (a+b+c+d+e -f) g	(215, 134) 197, 281	(△0. 0) 2. 1	(232, 575) 217, 860	(△0. 1) 1. 5
基準財政収入額	115, 311	3. 2	147, 364	1. 1	
交付基準額	81, 970	0. 4	70, 496	1. 8	
普通交付税額	(99, 649) 81, 796	(△3. 5) 0. 4	(85, 020) 70, 304	(△2. 3) 1. 8	

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 令和元年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

## 2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

区分		道府県分	市町村分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障関係費(介護給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金等)</li> <li>・ 臨時財政対策債償還費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障関係費(介護給付費負担金、障害者自立支援給付費等)</li> <li>・ 臨時財政対策債償還費</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与費</li> <li>・ 臨時税収補填債償還費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与費</li> <li>・ 臨時税収補填債償還費</li> </ul>
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税</li> <li>・ 道府県民税所得割</li> <li>・ 法人事業税</li> <li>・ 地方法人特別譲与税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税</li> <li>・ 市町村民税所得割</li> <li>・ 森林環境譲与税</li> </ul>
	減要因		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税交付金</li> </ul>

### 3 主な算定方法の改正点

#### 1 「まち・ひと・しごと創生事業費」にかかる算定

人口減少等特別対策事業費においては「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へ、地域の元気創造事業費においては「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ、それぞれ340億円シフト。

(平成29年度から3年間かけて1,000億円シフト)

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等へ配慮。

年度	人口減少等特別対策事業費		地域の元気創造事業費	
	取組の必要度	取組の成果	行革努力分	地域経済活性化分
令和元年度 A	4,000億円	2,000億円	2,000億円	1,900億円
平成30年度 B	4,340億円	1,660億円	2,340億円	1,560億円
A-B	△340億円	+340億円	△340億円	+340億円

#### 2 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策を強化するため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所や市町村の体制を強化するための経費について、地方交付税措置を拡充。

- 標準団体当たりの職員数を増員

道府県(人口170万人)		市町村(人口10万人)	
職種	増員	職種	増員
児童福祉司	+16	子ども家庭総合支援拠点職員	+1
児童心理司	+4	要保護対策地域協議会担当者	+1

- 児童虐待の相談件数が多い自治体ほど児童福祉司の増員の必要性が高いことを踏まえ、児童福祉司に要する経費について、児童相談所の管轄区域の人口に応じた算定に加え、「虐待相談対応件数」を反映する補正を新設

#### 3 環境性能割の臨時的軽減に伴う地方特例交付金の創設

消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するため、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設。

- 自動車税減収補填特例交付金 226億円(都道府県、市町村)
- 軽自動車税減収補填特例交付金 23億円(市町村)

### 令和元年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,121,782	519,052	602,730	601,742	1,422,264	678,431	743,833	742,581
青森	329,754	117,901	211,853	211,562	308,395	131,684	176,711	176,439
岩手	337,726	127,931	209,796	209,498	315,182	145,945	169,237	168,959
宮城	364,306	228,994	135,312	134,991	479,287	323,991	155,296	154,874
秋田	279,323	91,245	188,077	187,831	275,410	106,775	168,634	168,392
山形	277,897	105,645	172,252	172,007	256,899	123,166	133,733	133,507
福島	396,049	217,144	178,905	178,556	410,684	246,246	164,438	164,076
茨城	502,507	331,830	170,676	170,234	460,453	321,909	138,544	138,138
栃木	346,864	225,818	121,045	120,740	340,945	268,079	72,866	72,566
群馬	345,959	223,204	122,755	122,451	334,176	234,327	99,848	99,554
埼玉	918,392	707,333	211,059	210,251	1,066,227	932,537	133,689	132,750
千葉	807,938	630,249	177,690	176,978	810,186	670,894	139,292	138,579
東京	2,011,622	2,383,004	-	-	406,911	355,486	51,425	51,067
神奈川	958,749	853,604	105,145	104,300	1,163,312	1,089,967	73,346	72,321
新潟	456,120	219,221	236,899	236,498	548,123	300,767	247,356	246,873
富山	246,702	120,534	126,168	125,951	220,995	146,363	74,632	74,438
石川	252,012	132,295	119,717	119,495	243,753	155,801	87,952	87,738
福井	213,990	91,419	122,571	122,383	159,259	102,300	56,959	56,818
山梨	221,313	91,965	129,348	129,153	183,682	101,030	82,652	82,490
長野	416,980	222,483	194,497	194,129	488,377	261,234	227,143	226,713
岐阜	386,443	217,607	168,836	168,496	401,059	263,645	137,415	137,062
静岡	542,707	398,990	143,717	143,239	597,019	503,483	93,536	93,010
愛知	1,025,276	952,860	72,416	71,513	983,098	911,622	71,476	70,620
三重	349,164	220,301	128,863	128,556	306,311	194,212	112,099	111,830
滋賀	270,759	157,445	113,313	113,075	250,621	176,944	73,677	73,456
京都	401,927	242,163	159,764	159,410	528,141	376,811	151,330	150,865
大阪	1,183,116	935,959	247,157	246,115	1,639,648	1,365,697	273,951	272,507
兵庫	833,081	543,298	289,783	289,050	1,049,286	769,913	279,373	278,449
奈良	273,679	119,026	154,653	154,412	258,140	150,648	107,493	107,265
和歌山	256,110	86,896	169,213	168,988	220,253	111,545	108,708	108,514
鳥取	184,642	52,877	131,764	131,602	141,445	61,328	80,118	79,993
島根	243,949	64,564	179,386	179,171	205,133	79,075	126,058	125,878
岡山	337,401	180,284	157,117	156,820	431,787	270,406	161,382	161,001
広島	444,073	278,276	165,796	165,405	599,740	411,039	188,700	188,172
山口	312,028	143,075	168,953	168,678	289,658	171,338	118,320	118,065
徳島	218,110	71,807	146,303	146,111	172,656	90,765	81,891	81,739
香川	214,413	104,081	110,332	110,143	196,277	122,698	73,579	73,407
愛媛	294,741	131,620	163,121	162,862	299,095	166,059	133,036	132,772
高知	233,338	63,798	169,539	169,334	194,947	78,800	116,147	115,975
福岡	723,237	480,659	242,578	241,941	1,017,228	707,271	309,956	309,060
佐賀	221,558	79,171	142,386	142,191	175,778	91,666	84,112	83,958
長崎	334,905	117,328	217,578	217,283	320,387	143,746	176,640	176,358
熊本	351,514	151,224	200,290	199,980	423,337	214,811	208,526	208,153
大分	276,103	109,649	166,455	166,211	256,045	138,301	117,744	117,519
宮崎	278,229	100,170	178,059	177,814	241,459	121,343	120,116	119,903
鹿児島	412,673	146,010	266,664	266,301	406,366	182,963	223,403	223,045
沖縄	330,560	124,110	206,449	206,158	286,542	163,296	123,246	122,994
合計	21,739,720	13,914,118	8,196,983	8,179,608	21,785,977	14,736,357	7,049,620	7,030,443

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。  
 2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。



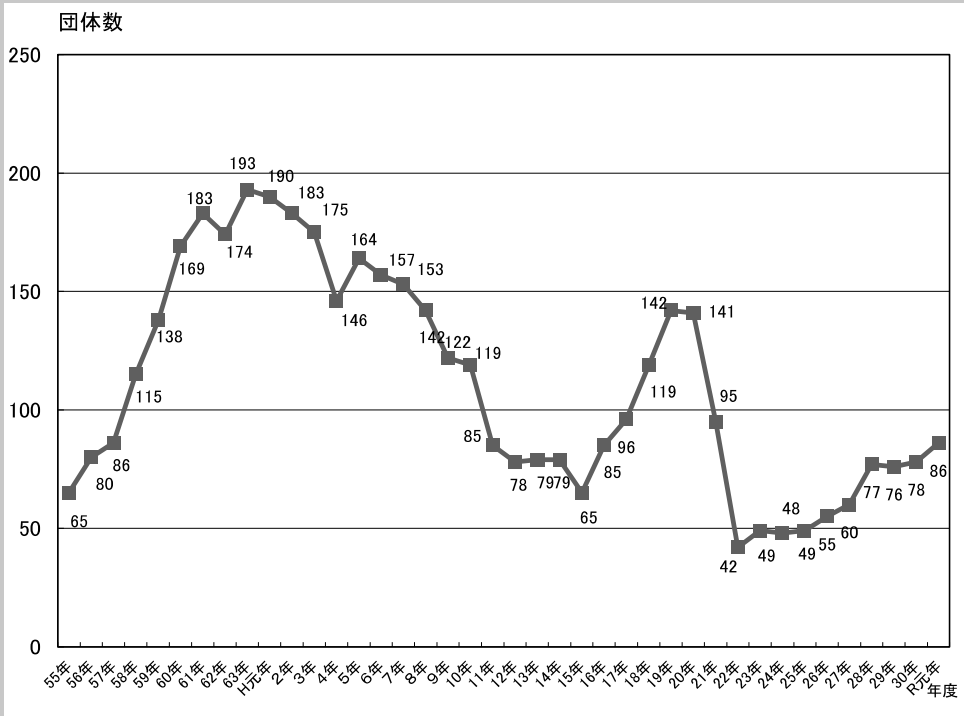
## 令和元年度 不交付団体の状況

### 不交付団体数

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	85	77	75
合 計	86	78	76

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

### 不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



### 令和元年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) H30交付団体 → R元不交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	大和町 女川町	2	
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	つくば市 守谷市 神栖市* 東海村	4	
栃木県	芳賀町	1	
群馬県	大泉町	1	
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町	4	
千葉県	市川市 成田市* 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市 印西市*	7	
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町	10	
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 中井町 箱根町 愛川町	9	
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	高浜町 おおい町*	2	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	富士市* 御殿場市 裾野市 湖西市* 御前崎市* 長泉町	6	裾野市 御前崎市
愛知県	豊橋市 岡崎市* 碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 知立市 高浜市 日進市 田原市* みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛鳥村 武豊町 幸田町	20	豊橋市 知立市 高浜市 田原市
三重県	四日市市* 川越町	2	
滋賀県	栗東市 竜王町	2	栗東市
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	
兵庫県	芦屋市	1	芦屋市
福岡県	苅田町	1	
佐賀県	玄海町	1	玄海町

市町村合計 85団体（平成30年度77団体）

3 合計 86団体

- (注) 1 愛知県豊橋市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。  
 2 \*印は、令和元年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。  
 3 令和元年度に不交付団体から交付団体になった団体は、栃木県上三川町である。

## 令和元年度 臨時財政対策債発行可能額について

### 1 臨時財政対策債発行可能額の算定

(単位：億円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	伸 率
道 府 県	17,853	21,853	△18.3
市 町 村	14,715	18,012	△18.3
合 計	32,568	39,865	△18.3

(注) 表示単位未満を四捨五入している。

### 2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成29年度から令和元年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの(平成13年度から平成28年度の間においても同様に発行)。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

### 3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。  
(財政力に応じて逡増)

## 令和元年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	86,396	94,416
青森	21,664	16,165
岩手	23,314	15,965
宮城	39,883	35,124
秋田	17,612	13,017
山形	19,146	13,756
福島	37,022	25,334
茨城	53,036	28,413
栃木	39,415	17,502
群馬	38,047	21,282
埼玉	106,106	63,933
千葉	99,706	57,711
東京	-	28,535
神奈川	105,648	80,296
新潟	35,750	42,338
富山	20,002	14,570
石川	20,861	15,230
福井	15,286	10,942
山梨	16,131	11,117
長野	35,447	28,838
岐阜	34,869	25,353
静岡	60,486	52,855
愛知	85,993	40,153
三重	32,570	18,332
滋賀	24,405	16,288
京都	37,944	47,366
大阪	138,902	139,453
兵庫	85,399	91,402
奈良	20,711	17,108
和歌山	16,563	13,200
鳥取	11,583	7,266
島根	14,941	9,191
岡山	29,909	33,798
広島	44,013	50,990
山口	24,035	18,327
徳島	14,320	9,442
香川	18,238	13,198
愛媛	22,610	18,649
高知	14,471	9,721
福岡	75,174	85,885
佐賀	14,670	9,312
長崎	21,290	16,765
熊本	25,896	29,689
大分	19,248	13,575
宮崎	18,220	12,887
鹿児島	27,267	20,791
沖縄	21,110	16,054
合計	1,785,305	1,471,532

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。